

議 事 日 程

平成30年第4回浜中町議会定例会

平成30年12月5日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	調 査 報 告	社会文教常任委員会所管事務調査報告について
日程第 7	発議案第 5 号	浜中町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 8	発議案第 6 号	浜中町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	認定第 1 号	平成29年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 10	認定第 2 号	平成29年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 11	認定第 3 号	平成29年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 12	認定第 4 号	平成29年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 13	認定第 5 号	平成29年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 14	認定第 6 号	平成29年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 15	認定第 7 号	平成29年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第 1 6	報告第 7 号	専決処分の報告について
日程第 1 7	報告第 8 号	専決処分の報告について
日程第 1 8		一般質問

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただ今から、平成30年第4回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって6番成田議員及び7番三上議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から、本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から6日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本定例会の会期は、本日から6日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 諸般の報告をします。

まず本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に今議会までの議会関係諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日、第4回浜中町議会定例会に議員全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き教育委員会より、教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 社会文教常任委員会所管事務調査報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 所管事務調査報告をします。

本件については、社会文教常任委員会で所管の事務調査を行い、この度、報告書の提出がありました。

職員に報告書を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） (調査報告朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 委員長より報告を求めます。

1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） (口頭報告朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第7 発議案第5号浜中町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第5号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君）（発議案第5号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議案第6号浜中町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 発議案第6号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君）（発議案第6号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 認定第1号平成29年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について

◎日程第10 認定第2号平成29年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 認定第3号平成29年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 認定第4号平成29年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第13 認定第5号平成29年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第14 認定第6号平成29年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第15 認定第7号平成29年度浜中町水道事業会計決算の認定について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 認定第1号ないし日程第15 認定第7号を一括して議題とします。

本件については、平成30年第3回定例会において提案され、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査としていたものです。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

1 番加藤議員。

○1番(加藤弘二君) (口頭報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これから認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定を可とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

◎日程第16 報告第7号専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 報告第7号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第7号「専決処分の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、釧路地域北海道議会議員補欠選挙に伴う経費を増額し、歳入歳出の予算補正を、9月18日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、「釧路地域北海道議会議員補欠選挙に要する経費」で、選挙管理委員ほか報酬などで662万4千円を増額、歳入につきましては、15款道支出金を同額計上いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は77億1,771万1千円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第7号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから報告第7号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第7号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって報告第7号は、承認することに決定しました。

◎日程第17 報告第8号専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 報告第8号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第8号「専決処分の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、避難施設等建設に係る防災広場造成工事の設計変更に伴う経費を追加し、歳入歳出の予算補正を、11月15日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、8款消防費「避難施設等建設に要する経費」で、避難施設等建設工事717万1千円を追加、歳入につきましては、町債710万円を追加し、不足する財源については地方交付税を充てさせていただきました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、77億2,488万2千円となります。

次に「第2表継続費補正」につきましては、避難施設等建設工事に係る設計変更により、事業費総額及び年割額が変更となることから補正するものであります。

次に「第3表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第8号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから報告第8号の討論を行います。

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第8号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって報告第8号は、承認することに決定しました。

◎日程第18 一般質問

○議長(波岡玄智君) 日程第18 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

○10番(田南哲朗君) 通告に従いまして2点について質問をさせていただきます。

最初にウニ種苗センター建設にクラウドファンディングの活用という事で御質問したいと思います。

先ほど報告にもありましたとおり根室市の事例の様に近年このふるさと納税サイドを活用した寄付形クラウドファンディングによる事業を実施する方が増えております。このクラウドファンディングは、事業の自主財源を補う資金面でのメリットは、勿論でありますけれども、そのサイトによるCM効果、PR効果というものが大きなものと考えております。政府は、近年ロシアとの経済連携協力の一環としてウニ種苗センター建設によるウニの増産を計画しております。この様になる事から市場に流通するウニ量は、間違いなく増えてくるものと考えます。その中で浜中町産のウニが市場の中で、しっかりと勝ち残っていくための対策というものが必要ではないかと考えております。本年、当初議会の際にウニ種苗センター建設に向けて具体的な計画が動き出し、用地の地質調査等の経費も計上されております。まずクラウドファンディングという制度、概要とそのメリットについて、更に事業者側の立場で考えられるデメリットというものが

想定されるのであれば説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。議員御質問にあります。クラウドファンディングの概要の部分から御説明申し上げます。クラウドファンディングとは、この仕組みを活用しようとする個人や団体が物やサービス等の様なものを新たに作りたい、また世の中の問題をこの様に解決したいといったアイデアやプロジェクトなどをインターネットサイトを通じて国内のみならず世界中に呼びかけ、共感した人から広く資金を集める一つの方法であると理解しております。このクラウドファンディングの仕組みを活用して自治体が課題解決等のために用途を明示し、インターネット上で資金を募る仕組み、ガバメントクラウドファンディングと言われております。クラウドファンディングとは違い、地方自治体が主体となっている事がポイントで、興味のあるガバメントクラウドファンディングを見つけて寄附者の方が寄附すれば、所得税と住民税の控除を受ける事が出来るだけでなく返戻品を受け取る事も出来るという様な仕組みとなっております。議員の御質問にありましたメリットと言う部分で申し上げますと、議員のおっしゃるとおり自治体にとっては事業の自主財源を補う資金調達が可能となり、また事業開始前に宣伝広告活動を広く行う事が出来るという事が考えられます。

また事業者側としてのデメリットという部分では、デメリットは言えないかもしれませんが、仮に当町が活用するとした場合に、ガバメントクラウドファンディングに要する費用面が新たに考えられるのかなと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） デメリットについては、自分なりにも考えましたけれども、なかなか思い当たるところもない訳で、ただ一つ確認の意味で教えていただきたいんですけれども、例えば何かの事業をやる事に対して国からの補助金等である事業があったとしたら、その場合クラウドファンディングを実施した事によって影響があるのかないのか、自分が考えるには、あくまでも自主財源をどの様な方向で補うかについては、一切補助要綱等については、問題がないのかなというふうに考えているのですが、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。財源の措置の関係でございます。例えば2分の1の国庫補助事業の様な場合、残りの2分の1が町費で

賄うという形になるわけでございます。通常、国庫補助事業であれば、その裏はハード事業であれば起債が活用されると言う事になります。この起債の活用の部分の借入額に集まった寄附金が充当されると言う事になりますので起債を借りる額が小さくなるという事は想定されます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 前段、申しました様にウニ種苗センターの建設に向けてのファンディングの活用という事で質問しております。それで今現在の種苗センター建設の進捗状況については、今日配られました入札状況によりますと、地質調査等は12月20日工期で既に入札済みという事でありまして、この計画の現在の状況について説明いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。現在の建設計画につきましては、火散布の散布漁港区域内、敷地面積3630平米で5ミリ種苗を年間300万粒生産予定となっております。今年度につきましては、建設予定地の地質調査を12月20日までの工期で現在ボーリング調査が終わりまして報告書を作成している状況となっております。平成31年度につきましては実施設計、平成32年度は建設、平成33年1月に完成、平成33年3月に供用開始の予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 当初この計画をされまして、報告という説明を受けた際、その計画の内容、要するに種苗センターの運営、規模という事についての説明がされております。それによりますと、あくまでも種苗生産から始めるのではなく、厚岸町の種苗センターから小さなウニをもらって、それをある程度の大きさまで育てて放流なり養殖に充てるという説明でございました。その際の事業費という事での説明がございましたけれども、その後この計画は事業どおり進んでいるのかについて伺いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。平成22年度よりウニの種苗の検討会を開催しております。この事業計画につきましては、議員おっしゃるとおり厚岸町から購入して浜中町のウニセンターで育てる計画をしておりましたが平成30年3月に釧路管内のセンターの方にお問い合わせに行きましたら、協力していただけるという事でしたけれども、平成30年8月にウニ管内センターの所長から御連絡がありまして、協議した

いという事でお話があったところ、厚岸町の組合長の方から手伝えるのは3年間だけだという事で、急遽計画の内容を変更して最初から浜中町で種から作りました幼生をつくり最後まで飼育する計画に変更となりました。その事により当初4億程度だった建設費が最初から餌を作るとなると幼生施設が必要となりますので、建設費が現在4億だったところが6億4,900万程度というところに値上げしているという現状であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○議長（波岡玄智君） 当初計画していたものとは違った種苗から生産する方向で今進んでいるという話しでありました。当然、それに伴って、その事業費も多くなってきているものと思います。それで先ほどスケジュール等について計画がございましたけれども、この今言われた計画変更後の事業内容でのスケジュールというふうに理解していいのか。

それと計画変更になっても種苗センターをつくる意味は、相当大きなメリット等もあるという事から事業が計画されるものというふうに理解しております。それで事業費の財源等について現在考えられている内容等についても説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） この事業につきましては、変更後の幼生からの計画となっております。財源の関係は、国の国庫補助で浜の活力再生交付金を活用いたしまして、2分の1また地元負担が2分の1となっております。こちらについては、過疎債を充当したいと考えております。また地元負担で町が2分の1その他2分の1につきましては、浜中漁協と散布漁協が負担割合としましては、受益者負担の件数で計算しまして浜中漁協については2分の1の割合の63%、散布漁協については37%が自己負担となりまして漁業協同組合が浜中町の方にその自己負担分を納入するという事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 当然、その件については両漁協との話し合いのもと、事業計画が進められているというふうに理解いたします。ただ、やはり相互の負担と言いますけれども、実際負担としては大きなものになるのだらうと思うんです。それで出来る、出来ないではなくて、クラウドファンディング、この種苗を作って純浜中産のウニを作っていくという計画を謳って、このクラウドファンディングを活用する事で町の負担、

受益者負担の軽減が図れるのではないかなというふうに考えるわけなんです。このウニの流通量が増えるであろうと思われる中、自然放流ではない中で、この浜中町が取り組んでいる完全養殖という事で、餌を100%完全に管理する事によって本当にその色合い、風味も良い養殖ウニというものは、かなり価値があるものというふうに自分なりに考えておりますし、ふるさと納税の返戻品の1番人気にもなっているとおり、かなりブランド力があるのかなと考えるんです。

今回その国で進めるのは、養殖は考えていないという事でありましてけれども、将来的に考えると浜中町産養殖ウニというブランド力これを今から高めていく必要があると考えるわけです。

隣町の厚岸町では、カキですけれども種苗から育てて天牡蠣という名称で、今回、更にブランド力の高いカキと言う事で高めた事業が進んでおります。今から養殖ウニを加工業者、流通経路と色々な所と連携しながらブランドの評価という事で進んで取り組んでいくべきものと思います。その上で当初計画していたものとは違って100%浜中町産のウニという事で種苗センターが出来上がるんだろうと思うんです。この様な事を前面にクラウドファンディングのサイトの中で紹介していく事、アピールする事で更にブランド力も高まるであろうし、尚且つ町の負担あるいは受益者の負担が軽減できるクラウドファンディングを取り組むという計画が今後、考えられるのか、考えられなければ、その理由等について説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。財源に関しましては、平成22年度より検討会等の会議を開催し、浜の活力再生交付金を活用する事と決定しております。議員おっしゃられますとおりクラウドファンディングの活用という事ですけれども、現在、本年10月4日、10月29日に北海道によってヒアリングを行い、その後に北海道が受けております。その内容につきましては、数年前から事前調査という事で財源の関係の御説明としておりまして、その内容につきまして承認が得られる予定となっております。その事から今回につきましては、クラウドファンディングが使えないという考え方をしておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） クラウドファンディングの関係につきまして私の方から補足させていただきたいと思います。水産課長が申し上げましたとおり本事業につつま

しては、数年前から道、国等とも協議してきており、その財源については2分の1を国庫補助、残りの2分の1については、地元負担という事で2分の1、町の負担2分の1、残りの2分の1を受益者である漁協さんという事で事業を展開される国庫補助事業として採択される予定になってございます。

町でクラウドファンディングをすることした場合、そこで集まったものについてはあくまでも町の財源でございまして、町が負担する実質全事業の4分1、この部分には充てる事は可能ではございますけれども、両漁協の負担分に集まったクラウドファンディングの寄附額を充てるという事は、起債の制度上も適いませんので、仮にしたとしても受益者負担に繋げる事は苦しいと言う事では、国の方で事業採択それはルール違反だと言う事になってしまいますので難しいものと捉えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 先ほどブランド力について答弁漏れがございましたので御説明申し上げます。この浜中町のウニ養殖を事業化とされているものにつきまして北海道に確認したところ全国で浜中町だけと伺っております。

この事により養殖ウニと言えば浜中のブランドとして現在できているのかなと思っております。この様な事から安心、安全で良質な養殖ウニを水揚げする事が必要になってくると思っております。そこで新鮮で良好な養殖ウニを町内の加工業者の方に加工していただき市場に供給していただきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今回の種苗センター建設に関しては、国、道との協議の中で既に事業計画が出来上がっているという事で2分の1の国庫補助の補助残は、過疎債を充てるという事なのかなというふうに理解しております。

1点確認をしたいのですが、この国2分の1、残りの2分の1を地元負担という事ですよね、この地元負担の割合が更に2分の1受益者2分の1という決まりは、補助事業の中にその様な要綱はあるのでしょうか。例えば町で3分の1、残りの3分の2、受益者3分の1という方法もあるのかなと思うのですが、この要綱として受益者負担も4分の1の負担をしなければならないというものがあるのかどうかを確認いたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の要綱があるのか、ないのかというお話でございますけれども、財源の内訳は、既に国2分の1、町4分の1、受益者4分の1という事

で事業採択される見込みであります。これが条件という事で事業採択される見込みでございませう。これは、受益者負担を例えば今おっしゃいました2分の1ではなく3分の1という事になると補助申請の中身そのものを変えて再スタートという事になりますので、これが事業認可されるかと言う事で立ち返らなければならないという状況になってまいりますので、苦しいのかなと思います。

更にこの関係でございませうけれども、4分の1の受益者負担があっても、やるだけのものの価値があるという事で国庫補助2分の1という様な考え方もありますので、この部分については、負担の割合を町として変える事は非常に難しいものと捉えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 現状ここまで事業計画が出来てしまった以上このファンディングを利用して内容を変えるという事では、かなりのリスクがあるというふうに捉えたらいいのかなと思うんです。原点に立ち返って、この事業が計画されて尚且つ、今回、計画が変更になって事業規模も大きくなった段階で、残り2分の1を過疎債で賄うという方向でしか考えられなかったのか、当時、根室など色々な所でこのファンディング事業が展開されていて、それなりの効果があつて尚且つ説明があつたとおりデメリットというのは、なかなかないものであり、これは自主財源を賄うという意味では、大きな効力、効果があるものだと思うんですよ。そういう事が考えられなかったのかどうか、それと先ほどの説明では、国庫補助には影響はない、要するに補助残の過疎債額が自主財源で増える事によって減るだけのものだというふうに答弁がございましたけれども、この事業が変更になって事務費が大きくなった段階で方向は、一切考えなかったのかどうか、その辺を伺います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問に御答弁申し上げます。私、机上の計算でお話をさせていただきました。

本町の養殖ウニですけれども、既に相当のブランド力を持っていると考えております。前年度平成29年度のふるさと納税の実績は、議員も既に御存じだと思いますけれども返戻品の多くは、ウニという事で、それだけブランド力が高いもので当然、東京中央卸売市場では、最高級品として取り扱われております。この様な事から見てもブランド力も確保されているだろうなという事でございませう。ちなみに昨年度1億28万円ほ

どのふるさと納税でございます。それぞれ1億28万のうち目的用途ではないですけれども、どの様な事業に充てたいという事で、ふるさと納税をいただいておりますけれども漁業振興に関する事業という事で全体のうちの4分の1以上、寄付されてございます。

その他の部分につきましては、平成30年度の予算編成におきまして一端基金に積み上げたものを財源化するという事で予算組みをしておりますけれども、漁業振興に関する事業につきましては、予算充当する事が過充当となりまして基金が余っている状況でございます。そういった事から平成30年度、31年度にどの程度の寄付額が見込まれるだろうという事を考えまして現在のふるさと納税でいただきました寄付5,000万以上は、使い切れないで貯まるのかなと思っております。去年の実績でいくと2,650万ありますので今までなかったところに30年度は、財源として使わせていただきましたけれども、この部分を町の起債を少なくすると言う部分で充当するという事は、念頭に入れて予算編成したいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） ブランド力も既にしっかりしているものが出来ているという認識なんでしょうけれども、私もそう思います。しかし今現在、全国で浜中だけが完全養殖を手がけているという事で今現在、それなりの評価を得ての価格もあったものだと思うんですよ。ただ将来的にこれは、浜中だけのものであり続けるという事は、なかなか難しいのかなというふうに考えるんです。それで今のうちに浜中町産の完全養殖ウニというものをもう少し市場にアピールし、様々な方法でPRしておく事が必要だと思うんです。それで建設計画に対しては、クラウドファンディングの活用は、この段階では難しいという答弁でありました。これは、認めるしかない訳でありますけれども、このブランド力を高めるためのPR、宣伝方法として今後、種苗センターができた事によって当然、付加価値と言いますかブランド力も上がるものというふうに考えます。そういう事への市場へのアピールについては、考えておられるのかどうか、尚且つ建設計画には無理だとしても種苗センターの運営についても、これから経費がかかっていく訳ですよ。財政課長の答弁では、ウニ種苗センターに特化してファンディングをしなくても、ふるさと納税に関して漁業振興での財源は、十分あるという様なお答えでしたけれども、今後のPRと絡めた方向でのクラウドファンディングの活用、更には種苗センターと離れても構いませんけれども有利な自主財源を求められる制度でございます。

これは、行政として今後この活用する方向性と言うものは、持っておられるのかどうか

について質問いたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えします。まず1点目ですが種苗センターが完成した後の運営にも使えるのではないかとという事で更にブランド力を高めるといふ事でございます。

クラウドファンディングで集まった寄付につきましては、その名目を謳ったものにし
か使えないという事は御承知だと思いますけれども、種苗センターの完成後につきま
しては、漁業者が活用するという事になり、そこで生産が生まれますので、その生産した
ものの収入で運営する形になろうかと思っております。このクラウドファンディングで集ま
ったお金というのは、余剰して使えない状況が想定されます。種苗センターに関してのク
ラウドファンディングの活用は、苦しいというふうに捉えておりました。ブランド力を
更に高めるといふ方策につきましては、そういった事もございますのでクラウドファン
ディングとは、別な方法で考える必要があるのではないかなというふう理解している
ところでございます。

また、その他の事業でのクラウドファンディング、私、以前にも答弁した様な気がす
るのですが、今回根室でJRの関係でクラウドファンディングをしております。当然、
産業団体などがする様な事業ではないというのがございますので自治体がクラウドフ
ァンディングでJRの存続に向けてしているという事でございます。

これは、一つの一例でございますけれども、この様に自治体が何かに特化してアピール
する事によって財源を確保できる様なもの当然クラウドファンディングは、有効な手法
だと思っております。

道北の増毛町だったと思うのですが百数十年建つ木造校舎を文化財として保存した
いという事で、これもクラウドファンディングで財源を調達したという事例もございま
す。その様な事例も参考にしながら町としてクラウドファンディングする事によって財
源を集めてやろうという様な有効に使える特化した事業が見えた時には、ぜひクラウド
ファンディングを使いたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ウニのブランド力について御説明いたします。浜中町の養
殖ウニは、北海道全域のウニ漁になります。産卵とその前後の保養保全の為に8月か
ら11月初旬まで禁漁区となっております。しかし浜中町の養殖ウニは、全道的に禁漁

期間になる時期に出荷できる養殖ウニとなっておりますので他には真似が出来ない養殖ウニとなっていると思っております。

また、このブランド力の強化につきましても他の各漁協と連携いたしましてクラウドファンディングに負けない様なPRをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今回のウニに関してのファンディングの話でありますけれども、難しいのかなと思っております。将来に向かってクラウドファンディングの事業この様な特化した事業があるとすれば、やるべきだと思っておりますので、ぜひ将来に向かって、その事業がいいという事になれば積極的に町としても関わっていく、つくって行くという決意でいます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今回、根室で想定の9倍程度の花咲線についてのクラウドファンディングの寄付が集まったという事でした。それで当初想定していた金額を利用したサイトをネットなどで色々なPRを行っております。残ったものについては、基金を創設して、その基金に積んであるという手法もあるわけですから、もし可能性があるのであれば養殖ウニに対するクラウドファンディングの活用という方向をもう一度検討してもいいのかなと思っておりますし、今後それに見合った事業が出てきたら当然活用するというお答えでありましたけれども、この様なものがあればこの事業が出来るという目線で取り組んでいく事も大事だと考えます。

これは、私の考えですので答弁は、要りません。時間がなくなりますので次に入りたいと思っております。

次に前回9月6日に発生した全道の大停電ブラックアウトについて検証及び対策という事で質問させていただきます。

今日配布されました胆振東部地震に関する関係資料の中で詳細な経緯等が分かる事が出来ました。若干、質問の内容とも被るところがありますので理解して質問したいと思います。今この経験を基に酪農におきましては、農協を中心に非常用発電機の導入も含め更に今回、水の供給は止まりませんでしたけれども、将来的に心配もある事から、この水の確保に向けても色々な対策と検証等を検討されているものと思います。それを踏まえまして今回9月でしたけれども1月、2月の厳冬期にブラックアウトというものが起きる可能数もあるんだろうと思うんです。再発防止に向けては、各方面努力している

ところですが、ないとは言えない、何が起こるか分からないというのが今回の結果からも見えてとれるのかなと思います。その上で検証という事で本庁舎及び支所、病院、消防、上下水道等、今日の資料の中では、ある程度これらの対応状況についてもあるのですが本庁舎に関しましては、2年後には新庁舎に立派な非常用発電機も出来る事から今後の対策という面では大丈夫なのだろうと思うのですが、特に茶内支所、こちらには農業委員会も入っておりますし様々な面で茶内支所の機能というのは大きなものかなと思います。それで病院につきましても自家発電があったという事でありました。後は、消防、上下水道これについても発電機等がある施設もあるのかなと思いますけれども消防、上下水道、野いちごをはじめ介護施設法人ですけれども全町的な施設であるという意味から、この介護施設での今回の施設機能への影響及びその今後の対応という事で説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 防災関連として、まとめてお答えいたします。初めに主な施設への影響という事での非常用発電の関係でございます。

役場庁舎につきましては、本庁舎をカバーする自家発電装置が今回なかったという事で24A、9A、8.5Aの3台の小型発電機を活用して対応したと言う事でございます。

本庁舎の電話につきましては、通話の可能な状態だったという事それと防災行政無線につきましても予備のバッテリーが稼働して通常どおり使用できたという事、ただ庁舎内の各種システム、電算システムを含めて使用できなかった為、停電のあった9月6日につきましては、窓口業務における各種証明等の発行が出来なかったというところでございます。

浜中支所、茶内支所でございますけれども、こちらについても非常用発電装置、発電機がないという事で近くの防災コンテナから9Aの小型発電機を借用して電源を確保したと言う状況でございます。

また本庁舎同様、停電中は各システムが使用不可と言う事で浜中支所については9月6日、茶内支所については9月6日と7日に窓口の各種証明発行が出来なかったという事でございます。

また茶内、浜中支所共に停電によりまして固定電話が使用できなかったという事でございましたので携帯電話あるいは携帯電話も途中から使用できなくなったという事で

衛星携帯電話による通信機能を確保しているというところでございます。

次に診療所につきましては、出力6.5キロボルトAの非常用発電機を整備しているという事で診療所の最低機能を維持できたという状態になってございますけれども、施設内の暖房や給湯ボイラー等の電力は賄えないという事の様でございました。

消防につきましては、消防庁舎に出力80キロボルトアンペアの非常用の発電機を完備しているという事で消防につきましては、通信機能含めて通常どおり機能していたという事でございます。また各分団9Aの小型発電機が設置されているという事でありまして、また湯沸に防災用のコンテナ、消防用のコンテナがございます。こちらにも出力3.8キロボルトアンペアの非常用発電機が用意されているというところでございます。

上水道につきましては、基本的に非常用の発電機が設置されているという事で、この自動起動によりまして電源を確保してきたという事、あと一部配水池については、外部電源の発電機を設置して通常どおり給水を行ってきたというところでございます。

下水道につきましては、発電機を用意していなかったという事でございますので、処理場には大型の発電機、ポンプ場には可搬式の発電機を借り上げて電源の確保を行ってきたという事また発電機の配備できない一部ポンプ場については、バキュームダンパーによる汲み取りを行ってきたという事でございます。

また介護施設の野いちごでございましてけれども45キロボルトアンペアの非常用発電機が完備されておりますけれども、これは非常灯やナースコールそういう部分の電源でございまして実は、停電によりまして水のモーターが稼働しなかったという事で水の確保に影響があったという様でございます。

また野いちごにつきましては、町より発電機を貸し出し食堂の照明用という事で使用していただいたという事でございます。

次に今後の対応という事でございますけれども、各施設において色々な対応を行ってきたという事で、対応ができた部分、出来ない部分あるいは緊急に行動をとった部分などが色々ございました。

また停電の備えについても自家発電の設置をしている所、していない所で状況の違いがあったという事でございますので、この施設ごとの今回の停電、事象についての検証が必要だと考えております。その上で今後の対応の方向性を示していきたいというふうを考えておりまして、議員おっしゃるとおり電源確保の関係や運用あるいは応急業務ど

の様な優先度の高い業務を行っていく関係その体制について見直しや検討が必要だと考えてございます。

また非常用発電機の導入の関係については、停電対策の大きな課題として捉えているという事でございますので、これは役場全体の発電機の整備の状況あるいは建設業関係からの提供の関係この様な部分を整理して対応していきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今回の経験を踏まえて対応できなかった面あるいは今後、万が一起きた時のためにしっかりと詰めていくというお答えであったと理解いたしました。発生する時期が仮に厳冬期であったとした場合、一般家庭の暖房機器においては、本当に大きな死活問題になるのかなという様な事だったと思うんですよ。ポータブル等で備えるとか色々対策をとっている所もあるでしょうけれども、今日いただきました資料で浜中町内の送電網につきましては、7日零時半に通電が開始した霧多布、暮帰別地区に始まって同日午後9時5分に最後の姉別南、下海岸地区が通電したと言う中で系統としては、6ルートに分かれている事だと思います。現在、増えてきているのがオール電化という住宅もありますが、電源なしでは暖房機器の運転というのはなかなか出来ない様なものがあります。行政の施設については今後しっかりと検証していくという事でありましたけれども、一般家庭においてはなかなか自分で対応するのは難しい面もございます。その上で今回、たまたま42時間程度で何とか全道ほぼ復旧したという中で本当に良かったなという想いがありますけれども、ただ状況によっては3日、4日という期間が長くなる、そして電力供給がままならないという事になれば、浜中町に送電できる電力量というのは、限られてくるのだらうと思うんです。その中で限られた電力しか供給できないのであれば6ルートごとで計画停電を例えば6時間の通電それを繰り返していくルートの電力のシェアというものは考えられるのかどうか、それと技術的にも含めてなのですが浜中変電所、姉別変電所を介しての6ルートという事でありますから各変電所で切り替えというのは可能なのかなと考えておりますし、まず電力をシェアするという考え方ですけれども、前回役場庁舎、病院、消防等がある地区を北電は、優先的に通電を開始したという事でありましたけれども、先ほどの説明でもありました様に消防については、非常用発電機で対応が可能であったという事でありました。庁舎についても今後、新たな非常用発電機も設置される事から、病院についても然るべき最低限の

対応が出来たとすれば優先順位としては、そこが優先になるかもしれませんが、このシェアする考え方を今後、北電と協議しながら方法としてあるのかどうか、あるのであれば、その方向で進んでいただきたいと思います。それに万が一長引いた場合、避難所の暖房、水道が使えないといった場合には、当然その避難所の開設も必要になってくると思います。この避難所を開設した時のそこでの電源あるいは暖房それらの避難所における備えは当然必要になってくると思いますので、その2点、今後の電力使用の考え方と避難所での電源及びその他の施設機能の確保について質問して終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず1点目の電力シェアの関係でございます。計画的に地区を定めて例えば2時間なり3時間という形で停電を行っていくという事でございますけれども、現在、北電では今回の地震を受けまして北海道胆振東部地震対応検証委員会というものを設置してございます。これは北電の内部検証の委員会でございますけれども、この内部の検証委員会の中の中間報告という事で先般、町の方にも説明がございました。その中の対策の一つとしましては、国、北海道、自治体との連携という事で、例えば電気の復旧について振興局、自治体との調整について検討という様な中間報告になっているという事でございます。これが自治体の意見を聞いて電力シェアの形を取り入れてやっていくという答えはありませんでしたが、中間報告では検討するという内容になってございます。

北海道の中にも地震の検討委員会というものを設けておりますので、これは北海道町村会も入っている検討会でございますので、これの検証の内容を見守りながらという事で考えておまして、現時点では直接浜中町が北電と協議する考えはございません。

それと2点目の冬期間の関係でございます。それで冬期間に今回の様な長期停電が起こった場合、各家庭の暖房が使えなくなるという事で避難所の開設あるいは暖房のきいた部屋の設置と言う事が必要と言うふうに考えてございます。

それと電源の確保という事でございますけれども、現在防災対策といたしましては、各防災コンテナが各地にございますけれども小型でありますけれども非常用発電機、合計すると10台ほどあります。ただ全町となりますと当然足りないという事になりますので、この場合は、発電機を各地からかき集めて、それぞれの施設に暖房設備を確保する考えでございます。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 確認させて下さい。現段階では、町として北電と協議検討する考えはないという事によろしいのか、その点だけ確認させてください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 現在、様々な機関で検討を行っているという事でございますので、この検討を見守った中で考えていくという事でございます。

現時点では、浜中町が単独で北電と協議する考えはございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 12時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行います。質問事項については、空き家等解体補助要綱の制度設計についてであります。

本年6月定例会で浜中町空き家等の適正管理に関する条例が制定されております。町民の生活環境の保全と空き家の活用を促進するための条例であり、空き家などに対する所有者や町の責務、実態調査を経て特定空き家の解体撤去に向けた行政指導命令、代執行などの措置の規定、協議会の設置などを定めております。

また予算審議では、同僚議員が浜中町空き家等対策計画の策定に関し、9月頃に成案化すると答えており、その計画に定められる空き家の解体撤去にかかる補助要綱の制定も急務と思われま。

この補助要綱の年度内の制定は、地域の居住環境の整備や景観形成に大いに資すると考えます。そこで以下の質問に答弁いただきたいと思ひます。

1点目ですが、浜中町空き家等対策計画の策定状況、公表の時期、計画の概要という事で質問をしておりますけれども、今朝ほど空き家等対策計画という事で10月に策定したものだと思うんです。これが10月に策定されたというのであれば、なぜ10月に公表しなかったのか、11月1日に町のホームページを開いたら11月27日にホームページにアップされていたんです。今日の朝になって、ほとんどこれで答弁できると思

いました。これについては、資料をいただいたというふうに解釈します。

質問しておりますので、今朝配られた概要版がありますが、これに基づいて策定の状況と公表の時期を改めて計画の概要も含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず浜中町空き家等対策計画の策定の経過でございますけれども、この策定にあたりましては、浜中町空き家等対策検討委員会という内部組織の委員会でございます。この中で検討いたしまして今年の3月に素案を作成してございます。その後、議員おっしゃいますとおり6月に浜中町空き家等の適正管理に関する条例の制定と同時に施行規則それと空き家等対策協議会を設けて協議会の設置要綱を定めているというところでございます。

それで6月の議会の中では、9月頃を目途に成案化するという事でしたが、その後、成案化に向けまして検討会議あるいは外部会議であります浜中町空き家等対策協議会これとの議論、検討を重ねてございます。それと計画の中に8月31日現在の町内の空き家の件数の把握という部分もございますので、この調査を行ったという事で実際ある程度、形が出来上がったのが9月の末くらいだったんです。その前に地震などもありまして策定作業が若干遅れていまして、最終的には10月31日に検討会議を開催して計画の成案という事で整ったという事でございます。以上の様な掲載という事で指示した訳ですけれども議会の方に実際11月中に説明をする機会がありませんでした。これは町の計画という事で公にすべきものであるという事で議員おっしゃいますとおり11月の27日にホームページにアップしたというところでございます。

次に概要等でございますけれども、この計画につきましては、国で定めております空き家等対策の推進に関する特別措置法や、先ほども言いました町の条例の関係これに基づきまして地域の安全や生活環境の保全を図りまして合わせて空き家等の利活用を図ると言う事の計画でございます。計画期間は、記載のとおり今年度から平成34年度までの5年間としてございます。

それで先ほど言いましたけれども、今年8月31日現在の空き家の件数これを116件といたしまして、これらについて空き家の所在地、所有者そして危険度判定調査という事を実施してございます。この調査結果を基に空き家の管理台帳を作成し、データベース化をするという事でございますし、そのまま放置すれば倒壊等で著しく保安上危険となる特定空き家と認定するという事で、この作業を現在進めているところでござい

す。

また消費者等の空き家等の適正管理の促進といたしまして、空き家等対策の情報提供、広報、啓蒙活動、安全代行措置と言うものも計画には明記いたしまして除却、利活用、土地も含めた活用の促進について支援制度を検討すると言う事にしております。

また計画の中で、この特定空き家につきましては、解体に向けた助言、指導、勧告、命令、行政代執行などの法的措置の手順また固定資産税の住宅取得例の対象から除外するという部分また命令に違反した場合の過料についても明記しているという内容になってございます。

また計画を進めるための体制につきましては、空き家等に関する相談や情報提供窓口を設置したり役場内部で組織する浜中町空き家等対策検討会議また外部委員で組織する浜中町空き家等対策協議会の設置を盛り込んでいるという事でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ただ今、この計画に対する経過も含めて丁寧に御説明をいただきました。概要としては、分かりました。

そこで空き家等対策特別措置法というのが根拠になってつくられていると思いますが、その空き家等特別対策措置法は、端的に言ったらどの様な内容になっているのかという事を聞きたいんですけども、その中で特定空き家の措置としては、助言なり指導なりがあるという事、それから勧告、命令、もしこれらに従わない場合、どの様な法的措置があるのか、先ほど若干話が出ていましたけれども、例えば命令に従えない場合については、罰金が課せられるとか勧告に従わない場合については、従来年の何倍の税金を払うなどという事があると思うんですよ。これは、やっぱり住民に対してきちんと周知する必要があると思いますが、その様な機会を持つのか、あるいはその辺も町のホームページ上では知らされておられませんから、きちんと周知する必要があると思いますので、その周知の仕方も含めてお答えください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。国の空き家等対策の推進に関する特別措置法という事で平成26年に制定されているものでございまして、この空き家問題に深刻な状況があるという部分では、町の条例と同じでありますけれども防災、衛生、景観この様な地域住民の生活環境を保全していくという部分で設置された措置法でござ

ございまして、その中に市町村による空き家等対策計画の作成この様なものも求められている法律でございます。それで市町村においては、市町村の責務という事で先ほど言いました計画の作成とこれに基づく対策の実施、その他空き家等に関する必要な措置を講ずるという事に努めるという事でありますので、強制力はあるという事ではありませんけれども市町村として責務を持ちなさいという様な内容の法律でございます。それで法律の中には、対策計画の色々な細かい部分、例えば計画期間や調査の関係についても定めなさいという色々な細かい部分がございます、そのガイドラインというものが国の方で定めて作っております。それに基づいて浜中町は、空き家改革を作成したというところでございます。

この法律の中には様々な部分がございますけれども、強制力のある例えば勧告、命令、代執行この様なものは、行政処分という事で強制力を持たせるというところがあります。これにつきましては、その様な事が出来るという中身になっておりますので、状況に応じてこの様な事が出来るという事でございます。

また固定資産税の住宅用地の特例措置につきましては、この空き家の特別措置法とは別な法律で平成27年に税制改正の中で示されておりました、この特別措置法の中では謳っていないという事でございます。

また今後の法律あるいは条例の周知という部分でございますけれども、この空き家対策は、住民の財産の部分をお願いして壊してもらうという様な事もございますので、特に住民の方に周知する必要があると思います。やはりこの強制をする前に住民の方に意識を持ってもらい、危険な空き家については取り壊してもらうという事で今後、周知の事に関しても考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 私が聞いたのは、例えば特定空き家に指定されたら、勧告を無視した場合は、従来の土地の税金の6倍も払うという事があったり、命令に違反した場合50万円以下の罰金がある訳なんです。その様な事を住民に対して周知する必要があると思ったんです。それは今話を聞くと出来る規定だったから、それをやらなくてもいいというふうに聞こえたのですが、その辺どうですか、もう一度確認させて下さい。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 先ほど防災対策室長が言った平成26年に特措法が出来た時に合わせて税制改正大綱が出されまして、土地に住宅が建っている場合については、

その面積によって3分の1及び6分の1の減免がされる事になっています。その減免がされるがゆえに空き家を取り壊す事によって固定資産税が高くなるという事で危険な空き家のままで放置する例が都会では多いんです。それについては、今議員がおっしゃったとおり減免ではなくて基に課税しなさいという事が出来るというふうになっています。その辺も税務課も入りました防災対策室との検討委員会で減免を外した方がいいのか、逆に積極的に除却をしたところについて何年間に限り逆にその減免を引き続いて受けさせた方がいいのか、そうする事によって除却が進むという場合もありますので、その辺が浜中町にとっては、固定資産に影響があんまりないんです。どれがいいのかは、色々な方策として検討委員会の方で検討させてもらいたいと思います。ただ、それも一つの方策で、積極的に焼却した人と積極的に除却しない人の中で不公平感ができますから、そこはしっかり検討させていかなければいけないと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 適切な答弁をいただいたとっております。私は、規制を強化すれば解体が進むというふうに思っておりません。

次の質問です。空き家等の解体撤去に係る補助要綱の制度設計これが1番大事だと思っ
ているんです。それで今回示された空き家等の対策計画の中の5ページに除却等に対
する支援策の解体補助制度の記述があります。それしかこの計画には載ってないん
です。この補助制度は、どの様な制度設計をするのか教えていただきたいと思いま
す。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。空き家等の解体撤去につきましては、
浜中町空き家等対策計画において示されているという事でございますけれども、この対
策計画の中でも空き家の適正管理については、所有者または管理者が自らの責任にお
いて行うという事を基本とした中で、町としては、利活用できる空き家については利活用
する、出来ないものについては、除却するという事で所有者等の意向を確認しながら支
援を行うという事にしておりまして、その支援策の一つが空き家等の解体に係る補助制
度という事で現在検討して、新年度に向けて現在要綱等の整備を行っているというこ
ろでございます。

この制度につきましては、空き家等対策で1番の課題となっております適切に管理さ
れず老朽化が進み住宅機能が著しく低下している空き家について除却費用の一部を補
助する事によって除却を促進して町民が安全安心して暮らせる事の出来る様な生活環

境を確保するという事としております。

現在、検討する項目といたしましては、補助対象となる地域、空き家等の種類、対象者の範囲、対象経費の範囲、補助金額、補助率と言う部分と考えてございますけれども、補助対象地域につきましては、浜中町全域というふうに考えておまして、空き家等の種類につきましては、空き家の計画で定義しております。

また空き家等で事前に申請があった場合、物件調査を行って不良住宅別の法律がございますけれども国の交付金事業に載せて財源確保を図るというふうにも考えてございます。それと補助対象者の範囲につきましては、空き家の所有者、相続人、その他関係者という事で考えてございます。

対象経費の範囲といたしましては、住宅の他その敷地内にある附属や工作物の撤去この様な部分も対象にしたいと考えてございます。

また補助金額につきましては、上限を設けながら撤去費用の一部を補助するという考えでございますけれども、現在進めております検討会議あるいは対策協議会、この様な会議の中で議論して制度設計を行いたいというふうに考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 制度設計については、説明がありましたけれども3番と4番に重なる部分がありますけれども概要については、そういう事なのかなと思っております。

私は、制度設計というのは、浜中町に空き家がすごく多くなって来たと思っております。説明でも116件あるという事からこのまま放置しておくとも景観上も良くないし移住環境も良くないという事で、これだけ自然を大事にしている町ですから早く除却するという様な事から制度設計がされるべきだと思っておりますので、この様な事だと言うふうに考えていいのかと言う事で聞きたかったんです。

もう一つは、この補助要綱については、今年度中に策定して翌年の4月1日から施行するという様な事で考えていいのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。補助制度の関係でございますけれども、先ほど申しましたけれども協議会や検討会議で議論しているというところでござい

まして、平成30年度中にその内容はある程度固めていきたいなというふうに思っています。ただ予算の関係などもありますので4月1日にスタートするかにつきましては、制度をつくる事が出来ましても予算が伴わないと実行に移せないと言う部分もありますので、今の段階で要綱については、今年度作っていき、新年度に実施していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 補助制度については、検討会、検討会議あるいは協議会等で議論をする、それで年度内に固めたいと当然この様な事はされると思うんです。その前に検討会議等が先に開かれると思いますけれども、その段階で今後これから聞こうとしている3番、4番の補助率等の関係ですけれども、そういったものが先に議論されて素案がつくられて協議会にかかるというふうに私は思うんですよ。多分、実施に際しては4月1日ではなくてそれ以降に遅れるという事で、緊急的に来年からでもやってほしいという町民の声が多いんですよ。その様な事がありますので今回この様な質問をしているのですが、12月中に予算編成が各原課の方から取りまとめられて3月定例会で固まって4月から施行という様な事になるんです。今、この様な質問をするという事は、ないのですが、この上限をいくりにするのかという事もあり、これから質問しますが今すぐ答えられないという事も分かりますけれども、精力的に動いてほしいと思いますし、予算を取るという様な事で進めていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。議員から今一刻も早くという様な事も言われておりますし、私共も色々やっておりますが、例えば担当者が予算をつくって挙げて、すぐ出来るという問題ではございません。今回、色々な手順を踏んで進めているという事で内部の課に集まっていただいて検討会議を開いたり、あるいは町民の方や有識者の方に集まってもらい協議会をつくっている、そういう段取りを踏んだ中で制度設計をしていきたいという事でございます。

確かに一刻も早くという事も分かりますが、これにつきましては、範囲の中で策定を急ぎたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 手順を踏んでやるという事は分かります。当然の事だと思うのですが、それは概算でも例えば住宅を解体するのに200万円かかると業者から言われ

てきて、そのいくらを補助するのか。

私、補助制度については調べております。この補助制度の2分の1の金額200万円かかるとすれば100万円、100万かかると50万で、その何件分を概算でとりあえず当初組んだとして、足りなければ制度設計で協議会などで協議しながら進めるという考え方これは本当に政策的な事なんですよ。

それで浜中町の景観なり環境をどう考えていくか、これについて町長は、どの様に考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、室長から3月年度内にやりたいという事で、それを確定していききたいというお話をさせてもらっています。予算について協議していますけれども、具体的には6月にしようかという話もあります。3月までに方向性をしっかり知ってもらい、議会に議員協議会の後に報告して意見をもらわなければならないと思うんです。各団体から意見をもらって確定させて3月までに出来るんです。3月まで、この事については、確定していききたいという考え方です。そして要綱をつくって、その事が十分に各方面で理解されて6月の補正が段階的に一番早い方向でいきますけれども、やるとすれば、その事かなと思っています。もう少し時間をいただきたいと思います。

確かに時間はかかっていますけれども、最後、しっかり詰めていききたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 了解しました。それでは、3番と4番の質問を一緒にさせていただきたいと思います。

解体物件に対する補助の分類ですけれども、これは例として木造、非木造がありますが、どの様に考えておられますか。

それから4点目の補助単価これについては、建築面積当たりの単価にするのか、解体業者の見積もりを基準とするのか、それと補助率は、補助対象経費の2分の1など色々あると思いますけれども、それを想定しているのか。

それから補助金額の上限について、どの程度考えているのかを御説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず解体物件に対する補助の関係で

ございますけれども、補助の対象といたしましては、木造、非木造問わず、空き家等の定義による建築物これに附属する工作物また敷地内にある流木など該当するというふうに考えてございます。これらについては、協議を行って要綱で定めるという形になるかと思っております。また制度設計に関する補助金でございますけれども、これは国の交付金を活用するという事で考えておまして、交付金となると縛りもございまして、縛りにとられる事なく交付要綱を定めていきたいというふうにも考えております。

次に単価の関係でございますけれども、基本的には、補助制度という事でありまして、解体に係る経費を補助対象経費という事で、そこから補助金額を算出するというふうになるかと思っております。議員から質問がありました国の基準という部分がございますけれども、これは国土交通大臣が定める基準というものが国でございまして、これは標準除却費で㎡当たり木造で2万2,000円、非木造で3万1,000円という様な基準にもなっているという事でございますけれども、実際の解体経費というものは、建物の構造、立地条件とかは、附属する工作物の関係あるいは中の家具等の処理の関係もありますので、建築面積当たりの費用に違いがあるという事でございます。その中で国の基準にするか、町独自の基準にするか、業者の見積もりで算出するのも今後十分検討していきたい、そして決定していきたいと思っております。

また補助率と補助上限の金額でございますけれども、他の市町村でも、色々助制度をつくっております。この補助率については5分の1から5分の4くらいの間で非常に幅が広いんです。20%しか補助していないところもありますし、多いところでは80%も補助しているところもございます。上限につきましても少ないところでありまして20万と言う金額もございまして、多いところで100万という様な市町村もあるという事でございますので、これらも含めて今後、検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 解体物件に対する分類については、木造、非木造それぞれ国の基準があるんですね。単純の解体にかかる経費を補助対象経費にしたいという事これは、業者の見積もりもそうですけれども、自力で解体するという事もあると思うんですよ。そういった場合、㎡単価を基準にしないと業者から見積もりをとらないで自分で解体するという方もでてくるのかなというふうに想定しておりました。私は個人で解体す

るのも補助対象にすべきだと思っております。

それで私ネットで調べたんですけれども、陸別町が木造基礎無し単価7,900円×延べ床面積その90%を対象にするとか、木造の基礎割単価は1万500円で同じく延べ床面積の90%を対象とする。それから非木造これについては、鉄筋や鉄骨作りなどの1万4,000円の延べ面積の90%基礎として2分の1以内50万円が上限という事で陸別町が出していると言う事なんです。

それから多分、視察に行ってきたと思いますけれども、単純に廃屋等の解体撤去に要した費用の2分の1以内で50万円を上限としているのが浦幌町です。この浦幌町と津別町は、同じ状況であります。

それから1㎡あたりの解体撤去費の上限額を5,500円として設定して解体撤去費の2分の150万円を限度としているのが新得町であります。

道外では、高知県の黒潮町は、老朽住宅除去事業として除去費用の10分の8を上限として100万円を補助するという事です。

それと福島県の南会津市これも補助対象経費の住民税非課税世帯これについては、補助対象経費の3分の2以内で80万円、課税世帯は2分の1以内で50万円というふうに限度額を設定している例があります。

この様な状況ですけれども本町の解体撤去費にかかる費用ですけれども、釧路市の場合は、解体業者が多いせいかわ解体費用が安いようです。それで上限が30万円という事になっているわけですけれども、本町の場合は、1件あたりの費用が面積に関わらずだと思うのですが150万から200万かかるらしいです。そういった事も含めて本町は、限界集落に近い様な地域がありますから、すっきりさせる事によって移住者がまた来る可能性もあるわけなんです。

ぜひ壊してほしい所に手厚くして、出来るのであれば100万円を上限にするとか解体費用の2分の1で100万円を上限するとかという形で制度設計をしていただきたいと思えます。

それと自分で解体する場合についての補助対象について考えてほしいという事で答弁をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず解体の単価の関係でございますけれども国の基準もあるという事ではありますが、やはり町内の業者につきましては、1

50万から200万くらいかかると言う様な事で把握しておりまして、釧路市に聞きますと安い業者と高い業者とで3倍くらいの差があるという事なんです。

やはり処分場を持っているという問題もあると思いますけれども、浜中町については、木造の基礎無しであれば坪3万円、㎡で言えば1万円を切れるくらいです。基礎があれば150万円から200万円くらいになってしまうのかなというふうに思っております。

それで今は、補助率という事でございますけれども、議員おっしゃいますとおり除却を進めていくという意味合いの部分では、十分それを含めて検討していきたいなというふうに考えてございますので御理解いただきたいと思っております。

また自力の解体の部分でございましてけれども、この場合は議員おっしゃいますとおり安く出来るという様な部分がございます。それで安くは出来ると思っておりますけれども解体の費用が明確になっている部分と明確に出来ない部分、例えば労務賃や自分の重機を使ったという状況の場合、なかなか、その分がでてこないという事があります。他の町村では、その様な例があまりないみたいなんですけれども、業者で解体して見積もりを貰うという様な流れになっているみたいなんです。そこら辺も全部は調べておりませんので、他の町村の状況を見ながら、この関係についても今後検討していきたいなというふうに思っております。ただ空き家対策の原則としては、自己管理という部分もございまして、その自己管理につきましても十分ありますので空き家を解体する補助について、どう考えるかも含めて議論していきたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 自力解体の関係ですけれども実際に例がありまして、所有者が亡くなっていて住んでいないという住宅がある様なんです。それを地域の方々が台風等がきた時に飛んで危険だという事で、親戚に言われて業者に頼むと高いので親戚の手で解体しようという動きがあるんです。相続人もいない、その様な場合に親戚の方々の代表者が町に補助金申請をして手弁当で解体して運ぶという様な事だと思うんです。そういった部分にもついても手厚く補助をしてやる必要があるのではと思っております。

それで自分で解体した場合、きちんと分けて木くず、屋根のトタン、鉄類これを分類した場合に浜中町の最終処分場で受け取ってもらえるのか確認をしておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。ただ今の議員の御質問でござ

ございますけれども一般廃棄物か産業廃棄物かの区分になってくるかというふうになります。自前で解体した場合については、基本的には一般廃棄物という事になるのですが、場合によって出てくる物が産業廃棄物に分類されるという事もございますので、この関係につきましても今後、空き家等対策検討会議の中で議論をして様々なケース、色々な住宅があると思いますので改めて検討していきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 了解しました。その様に検討してください。

6点目に入ります。特定空き家と指定された空き家等で所有者が特定できない場合や相続人が放棄した物件、これの解体撤去に係る対応はどの様になりますか。行政において解体せざるを得ない状況に追い込まれるとうふうに思うのですが、どの様な手続きに基づいて処理されるのかも合わせてお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。特定空き家で所有者が特定できない場合あるいは相続人が相続放棄したという場合もございます。まず町といたしましては、初めに住民票、戸籍等で所有者をきちんと特定する調査をして相続放棄の場合もありますので、それについては、家庭裁判所に照会をかけなければ分からないという様な部分もございます。この様な調査でも所有者が特定できない場合、法律的には利害関係人などの申し出によりまして、家庭裁判所において相続財産管理人や不在者財産管理人の選任を行い、法的な規制を行うという様な形になってございます。普通ですと管理人が売却などの措置を行うという事でございますけれども浜中町内の場合、土地と家屋を両方とも所有していた場合につきましても、土地が売れないとか、売れても解体費用が捻出できないという事で、管理人制度を使って行っている事は、ほとんどないというふうに考えてございます。

結果としては、もう所有者がいないという事で考えます。特定空き家に所有者がいる場合、町といたしましては、条例なり計画なりに基づく指導助言、勧告命令、プロセスを踏んで、最終的には危険だという事であれば、行政代執行に進むという事でございますけれども、所有者がいない場合は当事者を確知できませんので、町としての最終的な対応といたしましては、行政代執行の手続の一部である指導助言、勧告命令これのプロセスを省略して行政代執行を行う略式代執行というふうな方法がございます。この略式

代執行による解体しか方法がないのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 手続きのプロセスを確認いたしました。それで最終的には、略式の代執行しかないという話でした。その場合には、所有者に対してかかった経費を請求できたのですが、誰もいないという事であれば、最終的には町が責任を負うという事で理解していいですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。普通の行政代執行の場合だと当事者もおりますので請求できるという事でございます。

略式代執行の場合は確知できる所有者がいません。いないという事は、町で負担せざるを得ないという形になると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 9月6日発生の胆振東部大地震による酪農経営におけるブラックアウトの教訓をどの様に引き出しているかというテーマで質問したいと思います。

今年9月6日午前3時7分過ぎに浜中町全域が停電しました。北海道胆振東部地震と名づけられ、震度7は北海道が記録した地震の中で一番大きな地震である事を知りました。苫東の火力発電所が地震により全て停止し、全道がブラックアウトになった事を知った、一斉停電で1番困るのはどこか、電気を使う酪農家だと思い国道44号線を越え数件の農家に寄ってみた1件目は、知人の会社から発電機を借りてやっと絞ったが10時までかかった、2件目は備え付けの自家発電機にトラクターを繋げ、通常どおりに搾乳しクーラーも稼働し、3日分を貯蔵するクーラーなので大丈夫との話を聞いた。あと2件ほど寄ったが朝の搾乳で疲労で寝ている、役場や農協から何の連絡もない、水は出るので助かっているという声が聞こえるだけでした。

停電から36時間を過ぎた2日目の15時過ぎも農協、役場から何ら連絡もなく途方にくれる農家の声が聞こえてきた。農協からの指示が入ったのは、午後5時頃と聞いた。搾乳した牛乳は廃棄する、乳房炎を防ぐ対策をとるという事でした。それで今回、いろいろと以下質問をしようと思って準備をしましたがけれども、実際に町の方から出てきた資料を見せてもらいましたら私、質問の順番を考えていたのですが、少し変わってしまいますので今日、浜中町から出された資料に基づいて質問したいと思います。

9月6日という、もう3ヶ月も過ぎてしまっているんですが私の質問の発電機をど

の様につけるのかという質問になってしまいましたが、私は、今回のブラックアウトで農民や牛たちがどんな酷い目にあっただのかという事を忘れてはならない、ですから農家の人たちがブラックアウトになっていた42時間どの様に仕事と向き合ったのか、私は1番大事だと思いますので以下質問をしたいと思います。

それで最初の質問ですけれども資料を提出していただいた4ページ時系列の7日の金曜日そこから質問をいたします。

停電が解消になったのは、7日午前0時30分霧多布、暮帰別、浜中市街等の停電が解消になりました。これは私、知りませんでした。霧多布が相当早く停電が解消されていたんだなと思いました。暮帰別東3丁目の私の家は、ずっと後の夜の9時1分くらいにつきました。

そこで質問ですが霧多布には、小松牧場という牛を飼っているところがあり、浜中市街には、周辺が農家であるという事も考えられますが、農家はこの時点で通電の恩恵を受けておりますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。停電の解消になりました7日の0時30分霧多布、暮帰別、浜中市街というふうに書いてございますけれども、これは全ての方面に電気を供給したという事でございます。

また北電の説明では、細かい地域の指定あるいはルートの路線部分の経路図等は示されてございません。会社として、この部分については非公開という事でテロ対策等含めて安全上の問題が絡んでいると言いう事で公表していないと言いう事でございますので霧多布方面は、全て電気がついていると思われまますので小松牧場さんも電気がついていると思えますけれども、浜中市街の周辺の農家については承知しておりません。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私が聞いているのは、ここの地域で通電の恩恵に預かった農家があるか、ないかという事で聞いたので、もう少し簡潔に答えていただきたいと思ます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 霧多布につきましては、0時30分に通電しております。浜中市街周辺の農家については、把握してございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 農林課の方でも浜中市街周辺に通電があったという情報が分からず、更にその周辺の農家自体もどのくらいの件数が通電になったのかという情報も全くありませんでしたので、農林課の情報としても一切押さえていないという状況でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） このページの真ん中から下の方で13時36分茶内支所周辺の停電解消となっております。ここではタカナシ乳業に電気の通電があったのか、それから茶内方面の東部の地域で通電したかについては、いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。15時36分の茶内支所周辺の停電解消でございます。茶内支所周辺の途中でございます茶内の東区は、通電していたというお話を聞いておりますし、タカナシ乳業がある場所につきましては、茶内市街という事で通電したという事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤委員

○1番（加藤弘二君） 他に通電になったのは、夜中の9時1分、4分、5分で全ての浜中町全域に電気が通ったんです。今晚も電気がつかないのかと思った時にパッと電気がついて本当に嬉しかったんです。農家の皆さんは、ずっと42時間近くも電気がつかなくて本当に路頭に迷ったのではないかと思います。42時間もブラックアウトになっていたという状態です。農民の事を考えたら何で自分たちがこんな目に合わなければならぬのかという事もあったと思います。毎日毎日、良い草を食べさせ育てて牛乳を絞って一生懸命やってきたのですが、それが全く出来なくなるという状態になった時に本当に農家の皆さんは大変な状況にあったのではと思っておりました。その原点を私は、この先も忘れてはならないと思うんです。そうした時になぜ電源が止まってしまったのかというのは、厚真町で大きな火力発電所3つあった所が一気にバランスを崩して停電をおこしてしまったという事なんです。それをバックアップする装置も全てやられてしまったので、普通であれば30分もすれば電気がつくと思いましたが30分たっても3時間たってもなかなか電気がつかないという状況でした。役場や農協から連絡は何もなかったという状況もあります。しかしながら、防災無線で6日の6時37分から何分かおきにずっと無線で放送がありましたが、7日の金曜日の無線で流れた放

送は、どの様な内容でしたか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。防災行政無線の関係でございまして7日の12時30分に放送を流しております。それと7日の17時30分につきましては、定時放送になりますけれども矢臼別の米軍の訓練が中止になったと言う様な放送でございまして。その前12時30分の防災行政無線の放送につきましては、停電の情報これは解消の見込みがたっていないという放送それと文化センター、茶内支所、浜中支所における携帯の充電サービスの関係それと歯科診療所の開設の関係の放送を流しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 後半に対策会議を開いて農家の皆さんに対して、この様な方針でやるという事で放送、されるのを農家の方々は待っていたんです。ところが酪農関係について一切の指示はなかった。そこに農家の人たちはとても不安を持っていた様に思います。それでいつの時間になったら電気がつくのか、その間農民はどの様な方針でやっていたらいいのかについて何もなかったと聞いているのですが、その辺いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。防災無線の関係でございましてけれども、今回の停電の関係につきまして1番最初の7日、夜中の0時30分の一部解消した時は、北電から解消すると言う連絡がございました。ただしそれ以降の通電の関係については、北電からは一切、役場の方には連絡がなかったという事ですので、電気がついて情報を得て役場で初めて通電になったという情報が分かって、北電に問い合わせ通電の時間が分かりましたので、事前に停電を解消するという放送をする事が出来なかったという事でございます。

町といたしましては、農協や漁協その様な放送の要請があれば防災対策室として放送を流すという様な状況になっているという事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 農協は、その様な関係の団体と連携をとってという事も話されましたけれども6日の15時30分に災害対策会議は1回目開かれていますね。

それから7日の15時46分に2回目の災害対策会議が開かれております。この災害対

策会議に集まる方は、どの様なメンバーでしたか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。今回の災害の関係についての災害対策会議でございますけれども、これは浜中町の管理職のメンバーでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） この間6日の朝3時7、8分からずっと停電になって農家では大変な思いをしている、こんな事は初めての事なので実際には皆さんいろんな方法で搾乳したりして、何とか健康に育てたいと思い、しっかりやっていたのですが、頭数が昔の様に5頭や6頭絞るのではなくて100頭くらい絞っている状況の中で自分たちがどの様に管理したらいいかわからないという状況の中で浜中町と一緒に対策会議を開いてそれぞれの農家に手分けして、この様な事をやってほしいという事が持たれてもいいのではないかと思います。

ある町村では、小さな小型の発電機を集めて3件の農家でまわして搾乳をやったという町村もあると聞いています。浜中町の最大の一次産業である農家に対して農民と一緒にこの苦労を味わうべき事で対策を出してあげて農民に勇気づけるという事が大事だったのではと私は思います。

なぜ、やらなかったのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この質問につきましては、出来なかったんです。ですから他の町村で発電機を持っているところは持って走りました。うちは発電機が無かったんです。本来であれば農協とかの団体がしっかり1番最初に対応するのが筋だと思います。そして町の方に無線で放送してほしいというのであれば、いつでも受けられました。

電気がない中で何が出来ますか。牛舎に入ったら怒られるし、搾乳してもらえない事で牛も怒っているんですよ。今回の停電は、ブラックアウトと言っていますけれども、北海道で初めての被害なんです。それには、どこも対応できなかったんです。これは現実だと思います。発電機を持っていたら貸しました。ただ農家の方は、皆で発電機を探して、その発電機で回していたという事が実態だと思います。出来る事は農家の方が一生懸命やったと思います。そして町がどの様な事がやれたかと言われても何も出来ないんです。災害対策本部をつくっても搾乳できないんです。搾乳したとしても逆に廃棄す

るが所があって事業でやった大きな入れ物があるのでそこに廃棄する事が出来た事くらいだと思うんです。

実際、町は何も出来なかったんです。会議を開いてもどこかが困っているという事さえも分からないんです。それは無理だと思います。災害のマニュアルに停電となかったんです。電気は、つくものだと思っていたんです。これからやるとすれば避難施設も含めて前の議員の質問にもありました厳冬期に厳しい寒さの時については、その対策暖房も含めてその対策はしなければならないと思っています。

今度は、うちも災害マニュアルの中に長期の停電となればやらなければならないと思っています。

それともう一つは、牛を飼っている農家の責任もあると思うんです。しっかり搾乳すると考えているならば発電機を持っていてもいいと思います。この様に実際に持っている方がいたんです。これから今、その対策に対して農協や農家も含めてやっている最中で、今やっている対策なんです。何もなかったのが実態だと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 災害対策本部でという事でいっておりますけれども、今の町長の答弁で言えば、農家がこの様な状態になっている時に今どの様な状態なのかという事で、行ったら邪魔だという話はありませんが、私は、そうではなくて現場に行ってどんな状態で悩んでいるのか、迷っているのかという事をキャッチしながら、農協と共同で最終的には牛が乳房炎にならない様にとか、あるいは絞った牛乳を廃棄する様になどで農協の職員が回って歩いたというのを聞いたんです。この様な一言でも農家を経営している方にとっては、有難い話だと思うんです。自分たちの商売なんだし、それをやるのは当たり前だと言えば当たり前だけど、今、町長が言った様に経験したことがないという事がおきたんですから、それに対して対策本部を立ち上げたら何か出来る事がないか探してやるべきだと思いますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 酪農家の事情、搾乳できないという事は知っておりました。ただ大きな酪農家では、発電機持っている方がいるという事を聞いておりましたし、自力で10時間かけて絞ったという人の話も聞いておりました。

実際、この災害といっても、町で動く災害というのは、牛も災害になるかもしれませんが、多くは人間を助ける為に災害対策本部地が出来ると思うんです。今回の様

なケースというのは初めての事で、これからは北電もブラックアウトに対しての対応もするという事ですので二度と起きないと思いますけれども、まさかと思う事が起きてしまったのが現実だというふうに思っています。

酪農家の牛に関しての放送は、役場では放送出来ません。この専門的な事の放送をかけるのであれば農協ですよ。支援はしますけれども、積極的に入っていくというのは今回は難しかったと思っています。ですから出来なかったんです。これから、この事も含めて検討していきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 次は資料の5ページ停電に伴う被害状況の詳細という事で農業被害が3件ありまして、最初の1件は、生乳の廃棄されたトン数が6日から9日までの間それから2段目は、同じく150件で生乳の影響326.5トン減産分これが9月17日まで金額にして3,265万円合わせて、この部分だけで1億740万円、その次に715件酪農業の乳牛の健康被害の乳房炎と書いてありますが、この715件というのは、どの様な数字でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 質問にお答えいたします。この停電に伴う被害状況の詳細の部分の715頭に関しましては、9月6日の地震の発生以降、具体的に申し上げますと6日から13日の間の統計の数字になります。

それで6日の午前3時に発生した時点では当然、乳房炎の発症というのは診断できないんですけれども、その後、徐々に7日8日と日にちが経過すると共に停電による影響であると思われる診断が農業共済組合でなされてきます。その積み上げを毎日共済組合から報告をいただいて、その総体の数字です。この乳房炎は、初めてこれが影響だと思われる診断だろうと言う事の発症頭数の累計が715頭という事で共済組合から報告を受けております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の説明であれば普段のブラックアウトがあった前の乳房炎の数からみれば合計で715頭というのは大変な数だと思うのですが、この事で死亡した牛はいるのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。この715頭のうち最終的に回復が見

込めなかった牛、最終的に亡くなってしまった牛は、総体で3頭ございます。要するにこの715頭のうち3頭が死亡牛という様な詳細でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） その事については、理解しました。乳牛の飼育頭数80頭以上までというので、頭数が何頭ずつあって飼っている乳牛が何頭いて、そのうち以前から乳房炎だった数とブラックアウトになった以降に乳房炎になった数、そして乳房炎になった牛の全頭のうち何頭が乳房炎になったのかという数字では50頭未満が7.51%、次が6.28%、6.21%、5.08%、平均値で5.93%という事でパーセント的には、沢山牛を飼っているところと、そうでないところで大きな違いがないと私は理解しました。

それから廃棄乳量とトン数それから自家発電所有率などがあるのですが、この部分で特徴的な事について説明していただきたいと思います。

まず50頭未満のところでは65戸あって2,317頭いて乳房炎の発症数、廃棄量、損害額が書いておりますが注目してみたいのは、自家発電の所有しているところで出荷できたか、できなかったのかというその辺の状況について説明をしていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 自家発電を所有しているか、していないかによる生乳の廃棄の有無に関しましては、この表の2段目にあるのですが発電機配電盤設置農家それから発電機配電盤未整備農家それぞれの統計をとっております。それで今議員から御質問のあった特徴的な部分で申し上げますと、50頭未満の小規模の農家でございますが、こちらは発電機配電盤の設置農家が全体で2軒ございまして、共に生乳廃棄、出荷できた農家は、それぞれ1軒ずつ、それと50頭、60頭未満の農家の方が全28戸あるのですが、この28戸全て発電機配電盤整備しておりません。

これは特徴的な部分になるのかなと思います。60頭から80頭未満になりますと逆に発電機と配電盤整備農家が増えまして10軒になります。

それから大規模の80頭以上と言う事で本町で1番多いところで大体300頭ぐらいの搾乳牛がいる農家の方がおりますけれども、それも含めまして全体で9軒が整備しているという事でありまして。

特に大規模の農家の方は、搾乳ロボットを整備されている方も結構いらっしゃるので、

そういった意味では搾乳ロボットと発電機、配電盤これをセットの整備という様な特徴的な部分もありますので、生乳出荷農家も9軒のうち8軒が生乳出荷できたという様な特徴的なものになっております。

それから発電機配電盤の未整備農家も下にございますが、圧倒的に各規模別に配電盤の未整備農家というのが数字で見ても分かるとおりに多い状況でございます。それによって出荷する農家戸数というのも少ないという様な特徴的な事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 要するに出荷できた件数としては173軒中14軒が出荷できたという事ですけれども、全量出荷できたところ、出荷分を捨ててしまったところ、出荷まで3日から4日かかったというところもあると思うんです。

それから通常に戻る搾乳量があればから3ヵ月経った今で、それ以前の搾乳量の変化という点では回復してきていたのか教えてください。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） このブラックアウト以降、生乳生産の減産がしばらく続いておまして、この廃棄乳も含めて、その後、乳房炎の治療によって多くの生乳生産量が減少傾向でずっと9月いっぱい推移しております。

9月6日以前の参考までの数字ですけれども浜中町の1日あたりの出荷乳量というのが大体平均して決まっております。参考まで申し上げますと9月4日、5日これは震災前の2日間ですけれども、この2日間の1日あたりの乳量というのは、大体1日272トンなんです。これは浜中農協さんだけの数字になるのですが平均で270トンくらいは、毎日浜中町では絞られています。

震災後の9月の月末ですけれども9月30日の数字で263トンまで回復しております。これは回復率で申し上げますと96.7%これは震災前の数字に対して96.7%が回復されているという事で、今現在はもう既に100%に近い数字で推移しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 数字で言いますと先ほど乳房炎にかかった牛が多いのかなと思うのですが、結局乳量も今の時点では100%に回復してきたという点では、当初大きな被害を受けたけれども少しずつ回復してきたという意味では、最初心配しておりました。

たので大変良かったなと思っております。それで2日間も搾乳してもらえなくて大変な思いをした牛たちが回復してきた事に関しては、私は奇跡的なものかなと思うんです。農家の方たちは、乳房炎にさせない様にどの様な事をやってきたのですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） まず乳房炎の発症する原因について、今回の場合は当然搾乳できない状態が長時間に及んで、結果的に牛は毎日1日2回必ず絞らないと乳房炎になります。また朝だけ絞らなくても乳房炎になる牛もおります。当然、今回の場合は最大で朝昼6日、7日の4回の搾乳が丸々できなかった農家もかなりいると聞いております。やはりそういうところの乳房炎の発症率というのは、相当高い数字にはなっておりますが、その乳房炎に発症させない為の対策というのは、先ほど時系列の話でも申し上げましたとおり農協の方で乳房炎の対策で7日の3時に各農家を回って乳房炎対策に関する情報提供という事で農協の方で回っていると伺っております。

具体的にどの様な対策をとったのかは分かりませんが多分あたえる餌や水の量などの調整も含めて、極力本来は絞ればよいんですけども、絞れない中で何が今最大限に出来るのかと言う様な指導を農協の方でしていただいたというお話を聞いております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） その後の状況の中で例えば廃棄した乳量については、金額で1億800万円程損失したという事で表に出ているんですけども、この損失部分について北電あるいは、国の方から災害復旧などの名目で支援がされるのかという点では、どうですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。今議員おっしゃられたとおり生乳の廃棄、それからその後の目減り分の総体で大体、1000トンくらいで約金額にすると1億800万と言う様な数字が今議員からお話がありましたが、この部分に関与する北電の損失の補償の部分に関しては、まだ町や農協の方には情報がないという事で今ここで申し上げる事はできません。

それから地元の農協の対応といたしましては、浜中農協では、生乳廃棄に対する対応策という事で、この1,000トン廃棄した乳量に対する約9割を各農家に補てんするという事で農協では決定しております。要するに捨てた分の9割まで各農家に補償す

る、金額を補償するという事です。更に生乳の受け入れの指定団体であります北海道でいえばホクレンですけれども、こちら9月6日から9日まで約この4日間の目減り分に関してもキロ当たり約半分の50円を抛出するという事で決定しております。この北電の支払いもこの30年度中に各農家に対して目減り分は、支払うという様な事で決定はしていけるという様な情報をいただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 停電を引き起こしてしまったという北電での損害賠償の様な話は、全くないという事ですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） これにつきましては、酪農業に限らず新聞報道でもあったと思うんですけれども北電が各産業に与える損害に対する所在がまだ明らかになっていない状況なんです。これは酪農業も同じなんですけれども、当然原因は北電に問題があるという様な見方もあると思ったのですが、今この場で問題があるという事は、私の方から申し上げるのは、難しいと思います。いずれ北電からは何らかの対応が今後、酪農業に対してもあろうかと思えます。これは、損害補償も含めて、ある程度の事は示されてくるのかなと言うふうに期待をしているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 搾乳牛の件については以上なんですけれども、今回の災害を受けてそれぞれの農家がいろんな考えを持っておりまして、1つは、発電機を備えなければならぬかなという方も多いと思います。それと連動して配電盤もきちんと自宅用に整備したいという考えの方もおられると思うんです。その設備に係る費用は、既に発電機を付けて自家発電機を付けている方もおります。中には、発電機を買う設備投資を出来ないという方もおられますが、その中で補助を考えるべきだなと思うのですが、その発電機そのものは、大体いくらするものなのか金額を教えてくださいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 震災以降、この発電機の配電盤の設置に対する各農家の考え方、今どの様な動きをしているのかという状況でございますけれども、発電機の購入に対する国の支援策これは既に国の方で出されております。災害対策として事業名で申し上げますと国の災害対策事業の酪農経営支援総合対策事業という様な事業名で発電機の購入に対する2分の1の購入補助を決定しております。この発電機の購入の補助、

どの部分が対象になるかという事ですけれども、あくまで震災以降、9月6日の発生以降に既に納品した方まで対象にするという様な事になっております。やはり応急処置で発電機をすぐに購入された方もいるという事で国は9月6日以降に納品したという事実があれば2分の1の補助で導入の支援をしますという事を決定しております。それと合わせて配電盤の設置も同事業で2分の1の補助という事で決定しております。

それから更に北海道の災害対策事業としまして、北海道もその配電盤の設置に上乘せる様な形で更に2分の1、全体で酪農家の負担が25%になるのですが、結果的に配電盤の設置が75%、補助金がつくというイメージを持っていただければいいと思います。それも既にもう9月の道議会で予算措置が決定しているという事で順次その申し込みに対して補助していくという様な流れになっておりまして、今現在、浜中農協と酪農協で合わせて144個の発電機、配電盤それぞれ同数字ですけれども申し込みが今ある状況です。

それと議員おっしゃられたとおり今後の経営を考えた時の導入の関係につきまして、最終的に諦めた方もいらっしゃるのですが、近隣で発電機を借りながら作業に使いまわしをしながら対応していくと小規模の農家の方はいらっしゃるという様な事でご本人から伺っている状況です。

それから最後の発電機の規模ですけれども、やはり牛舎で使う発電機の規模となると一般家庭の発電機では当然回せる様な設備じゃないものですから、大体10キロワット以上は必ず必要だという事で、最低でも30キロから40キロぐらいの出力のある発電機が必要だという事でそれが大体、金額で申し上げますと400万円か500万円するのではないかと思います。

それから大規模の数百頭の搾乳牛に使用されている農家の方は、最低でも100キロワット以上の出力が必要な発電機が必要だという事です。この100キロを超えると格段に上がりまして1千万は超えます。今、需要が非常に上がっておりますので、この価格はどんどん上がってくるのも予想されるんですけれども、9月に発注した方でも1年半から2年半待ちという様な納品待ちの農家もいらっしゃるという様な状況も聞いております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ちょっと聞き逃したんですけど配電盤については、75%の補助、自家発電機については、国が2分の1だという事で分かりました。

これで最後の質問になると思いますけれども、今回の大きな事故があって今まで頭数を100頭から150頭、180頭、将来的には250頭くらい絞りたいという考えの方も大勢おられたと思うんです。その方々の考えとして色々な考えがあると思うのですが、やはり最初の目的にある様などころまで伸ばしていこうとか、現状維持で様子を見てみようとか、もう少し家族労働だけでやるにしては、もう少し減らしていこうとか色々な傾向があると思うんですが、この災害を機に酪農家の皆さんの考えは、どの様に変わりつつあるのかなという事で捉えていけば答えてほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 今、議員おっしゃられたとおり、ここ数年の間に各農家の規模が牛舎それから農地の面積も年々増加傾向にあるという事で聞いております。

それから施設につきましてもロボット牛舎も全体で12戸浜中町にございます。そういった意味では、今後も一定程度の多頭化に向かっていくのではないかなという予想がされます。ただ多頭化になれば大規模化する事によるリスクが当然伴ってきます。

その一つには、家畜ふん尿の処理の問題も出てきます。それから今回の様な震災があった時のダメージも大規模農家の場合は、他の農家より受ける影響が大きいのかなと思います。そういった事も含めて各農家、農協さんから今回その発電機配電盤の申し込みの状況を聞いたのですが、大規模農家の方は極力どんな状況にも耐えられる様な設備、災害対策の設備は整えたいという事の動きが傾向としてはございます。

それから今回この電気だけの問題なんですけれども、今後は水の対策、酪農業の一番は、やはり水対策だと思います。その水対策も含めて今後どうしようかという事で、既に農協をはじめ各農家の方から、その水対策も待ったなしだという様な状況で検討に入っているという事も聞いております。

行政としましても今後その酪農家の災害対策に対する設備の検討には、行政としても加わりながら、その対策を一緒に考えていきたいと思っております。これは、やはり今回の災害をしっかりと教訓と受け止めて、今後それを生かしていくという事が喫緊の課題ではないかなと私は思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですけれども、この際暫時休憩します。

(休憩 午後 2時50分)

(再開 午後 3時20分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 4項目に亘る通告をしておりますので、時間の配分が難しいと思いますので、出来るだけ簡潔な御答弁を最初に求めて質問に入りたいと思います。

まず1点目の農業委員会からの建議書について、本町の酪農業は、生産者の地道な努力は基より行政と農協そしてその他関係機関との連携した様々な振興策が実を結び、加えてここ数年の生乳や肉価格の高値安定により、今日では安定した経営環境にあると私なりに理解をしております。

平成29年度の決算資料における農業収入総額は、160億円に迫る金額となっております。しかしながら酪農業をめぐる情勢は、TPPやEPAといった自由貿易の振興や様々な規制緩和により、農業分野は、競争原理の導入が加速するなど農業を取り巻く環境は、刻々と変化しており常に先を見据えた対策が求められると思います。その中で平成28年3月に農業委員会から町に対して4項目に亘る建議書が出されました。

一つ目の担い手育成確保と新規就農者、既存農家後継者への支援については、新規就農者への支援の継続と既存農家の新たな支援策と結婚対策などであります。

二つ目の地域振興策の強化については、酪農ヘルパーへの支援策や雇用者の住環境対策であります。

三つ目の町行政に対する要望意見等については、町の活性化策や保健、福祉、教育、生活環境、再生可能エネルギーの普及等など多岐に亘っております。

四つ目の農業委員の任命については、女性農業委員の複数名の登用の実現についてであります。

以上の4項目についてであります。委員会では、特別委員会を設置して農業関係団体の様々な階層の方から意見を聴取した内容も含めてまとめ上げたものと聞いております。農業者の総意とも言うべき、極めて重たい内容だと私なりに受けとめております。建議書が提出されてから2年半余りが経過したところではありますが、その具現化について伺います。

町行政側として現時点でどの程度の対応が出来ているとお考えでしょうか。内容が多岐に亘っておりますし、私も内容を精査してある程度の理解は持つておるつもりでござ

いますので総括的にお答えをいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それでは質問にお答えさせていただきます。まず平成28年3月4日浜中町農業委員会より浜中町農業農村活性化に関する建議書として、浜中町長に対して建議書が提出されたところでございます。

建議書の内容につきましては、ただ今、鈴木議員からあったとおり農業生産にとどまらず観光や教育、福祉、住民生活に至るまで多岐に亘る事から農林課を窓口として関係各課と協議の内容について協議し、同年11月28日に浜中町農業委員会へ建議書の回答をしたところでございます。御質問のありました町行政側の対応状況としましては、時間の都合上、農林課の方で窓口として取りまとめした都合もありますので、私の方から全体のこの報告をさせていただきたいと思っております。まず、この建議書の回答後に継続または現在検討中の事案は除きまして、新たに進捗、進展のあったものを各項目ごとに御説明申し上げます。

建議書1点目の担い手の育成確保と新規就農者、既存農家後継者への支援については、既存農家後継者の新たな支援策として新規卒業者及びUターン者を対象とした農業後継者就業交付金の制度化を図り平成29年4月より運用を開始しております。

また産業後継者の婚活支援対策では、今年度商工会が主体となった首都圏情勢と町内の産業団体青年部などとの婚活イベントも新たに開催され、浜中町農業後継者対策協議会としても参加をしているところでございます。

2点目の地域振興策の強化については、農業従事の住環境整備こちらは本年度をモデル地区といたしまして西円朱別地区において旧西円朱別小学校跡地を利用した住宅整備も現在建設中でございます。

3点目の町行政に対する要望意見については、浜中町全体の活性化に関する事項として町内各産業団体青年部主催によるサマーフェスタ夏祭り盆踊り大会や秋のど真ん中祭りこちらを開催しております。

次に保健福祉に関する事項では、平成30年度より高齢者配食サービスを5月から開始しており高齢者世帯を対象にお弁当の配達の際、安否の確認などを行い地域での見守り体制の整備を現在図っているところでございます。

次に有害鳥獣対策に関する事項では、本年度より中山間地域所得控除支援事業としてエゾシカ進入防止電気柵の設置事業も計画的に実施しているところでございます。

最後に4点目の農業委員の任命については、平成27年9月に改正されました農業委員会等に関する法律により農業委員会委員の選出方法が従来の選挙専任性から町長の任命制度に変わりました。平成29年7月の任期満了に伴い、新たな任命制度により農業委員会委員13名中、女性農業委員3名の登用を図りながら現在、活動を展開しているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 今、農林課長から答弁があった件については結構進まれているなというふうに私なりに評価をさせていただいておりますけれども、永年かかって実現したのもありますから、そういった思いでは、なかなか要望等が実現するまで難しい道のりがあるなというふうに思います。出来ればもう少しスピーディーな形で結論を出すべきではないのかなという感想を持っております。具体的に3点程この機会に伺っておきたいと思います。

具体的な質問を通告しておりませんので、現段階で考えていらっしゃる内容で結構ですからお答えをいただきたいと思います。

1点目、町行政に対する要望意見の中、道の駅構構想について道の駅が出来るという様な前提の中で、この道の駅の開設に向けて、この様な事を実現してほしいという様な内容があるかと思っておりますけれども、これは町長の新たな選挙公約として掲げられてこれまで3年あまりが経過しております。これまでの答弁では、いろいろ産業団体等の意見交換の中でトーンダウンした様な形がありますけれども、町長の任期を1年きった中で、この道の駅構想について今後の取り組み方の姿勢について今現在でお考えになっている事についてお尋ねをしておきたいと思います。

次に地域循環型再生可能エネルギーの普及促進についてでありますけれども、バイオマス資源活用についての考え方これは、農林課長がドイツの先進地を視察して色々な報告も議会で受けておりますけれども、こういった自然エネルギー豊富な本町でこの様な資源を活用しない手はないのかなと思っておりますし、これまでの協議の中でどの程度進んでいるのか、かなり厳しいという問題もあると聞いておりますけれども、この辺の考え方について、この機会に伺っておきたいと思います。

それからもう1点、地域振興策の強化策にあります雇用者向け住宅についてですが、先程農林課長から答弁もあった様に私の地元、旧西円朱別小学校グラウンド跡地を利用して現在、集合住宅を建設中であります。これは行政が地元の要望に応じて民間活力を

利用した住宅建設を実現した画期的な政策だと受け止めており、私なりに評価をしているところでございます。できれば今後もこの様な取り組みを積極的に進めていくべきではないのかなというふうに思っております。

これにつきましては、行政が出動して働きかけて実現した案件であって、特に財源は、あまり必要としない取り組みなんです。是非、この様な仲介役、そういった状況を見据えながら取り組む事も行政として大事な事かなと思いますので、重ねて今後の取り組み方についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それでは3点目の雇用者住宅に関する御質問にお答えさせていただきます。今、議員から御紹介あったとおり西円朱別地区で現在、雇用者住宅8戸1棟建ての建設をして、幸いにも全て申し込みがあったという事で大変好評を得ております。今後、更なる西円朱別地区における労働者の増加という事が十分見込まれるのであろうかという様に考えております。

それで今後の事でございますが、もう1件、実は各他の地区からも西円の取り組みが非常に画期的だという事で大変評価をいただいて、私たちの地区にも将来学校跡地に建てば、我々も同じ様な活用が出来るので今後、自治会なり振興会なりで働きかけもしていきたいので、ぜひ農林課の方もそれに協力していただければという事でお話を受けております。農林課としては、他の地区でも調査しながら同様の事業の展開をしていければと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 私の方から2点目のバイオマスの考え方という事で答弁申し上げたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、ある資源を活用しない手はないという事でございますけれども、そのとおりだと思っております。家畜ふん尿を利用したバイオマスだけに留まらず生ごみですとか水産系のものという事で下水道の汚泥の関係等という事で多岐に亘るものかというふうに思っております。建議書への回答の中でも町として議論が必要であるという事でお答えしているところでございますけれども、現在は残念ながらその評価等に至っていないという状況でございます。ただ当然再生可能エネルギーというのは、国でも推進しているところでありますので、これは本町の大きな課題として捉えるべきでものでありますし、遅れてはおりますけれども今後に向かって議論していかなければ

いけない大きな課題だというふうに捉えております。

その他にも大型事業を控えておりますので、なかなか一朝一夕で実現はかなり苦しい部分もありますけれども、先進地の視察等も若干の事はしておりますし、近隣町村の事例を参考にしながら協議に向けて各課連携して議論できる様に進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 一番最初に道の駅の関係の事についてお話ししたいと思っております。この構想につきましては、町長選挙の時の公約で言うておりましたし結果的に会議を何回か重ねてきました。その中で各団体の代表の方を中心に集まってもらいお話をさせてもらいましたけれども時期早々という事も強く言われた経緯もあります。

それともう一つは今行われている釧路・根室間の高速道路の関係がありまして、そのコースも含めて大きく影響を受けるのではという事もありまして進んでいない状況であります。任期もあと1年しかありませんけれども、しっかり繋がる様な事も含めて進めていきたいと思っております。

浜中町では、風力、太陽光を含めて多くの事業をやっております。多分、最後になってくるとバイオマスの関係がくるのかなと思っておりますけれども、これにつきましても、その時点で出てきてもすぐ消えてしまっているという状態で、うまくいってないのも事実であります。

今、自然エネルギーで言いますと今回の9月6日のブラックアウトを含めて電気の関係で大きく影響がでております。その中で今回、特にでてきたのは、電気ではなくて水だという話も先ほどの回答でもありましたけれども、そういう状況でありました。先日、農協の参事の方と話したのは、水の関係でありました。特に災害が起きた時に1番大変なのは、水だろうという事でした。地震があつたら水道管が壊れれば水道の施設も壊れるという事の不安があります。農家の皆さんとしては、井戸を掘り始めた人それから今ある川を水源にするという事も含めて、今、農協の理事会等でもお話がされていると言う話を聞いております。その部分では、参事さんとは、一致しましたけれども、今後そのエネルギー含めて結果的に井戸水から電気でモーターを動かして水を汲み上げてくる訳ですから、やっぱり電気が必要なんです。

逆に今、これから相談してみようと思っておりますけれども小さい風車も含めて夜も関係なく電気をおこしますので、その様な事もやってみたいと思っております。バイオマス

についてもしっかりとやっていかなければならないと思っています。

それから、地域振興策もこの西円のモデル的にやった事業であります。建設業者から言われたのは、役場は何もやっていないという事を言われましたが土地は貸しております。各地区のグラウンドという事で考えておりますし、順番はどの様になるか分かりませんが、やれるのではないかと考えておりますので、この関係を進めていきたいと思っております。

ただ今回の建議書の関係で本当に幅広く教育から福祉、農業も含めてやられておりますので、ぜひこの事を常に忘れずに仕事を各課にやらせてもらおうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 答弁によりますとバイオマス、道の駅についても、なかなか進んでいないという状況だというふうな理解をしております。

今後について進めていきたいという事ですから、それに御期待を申し上げたいと思っておりますけれども、道の駅については、高速道路が完成するのを待っていたのでは多分やれないと思っております。

次に農業委員会側として建議書のこれまでの対応について、どの様に受け止めておりますか。現段階において委員会として継承されておるのであれば、その内容について簡潔に答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中田昌浩君） ただ今、町部局から既に実施されている事業や制度化されている事業について回答されました。1点目の担い手育成確保と新規就農者既存農家後継者への支援については、既存農家後継者へのサポートとして農業後継者就業交付金が制度化され、平成29年度3名、平成30年度3名、延べ6名の農業後継者への支援が行われており、農業委員会としましても、後継者へのスムーズな経営継承が成されるよう期待をしております。

また婚活支援対策では、農業後継者対策協議会が主催する婚活パーティーはじめ新たなイベントへの参加により成果が得る事を期待しているところであります。この問題につきましては、農業委員会としても行政、関係機関と連携して取り組んで参りたいと考えております。

2点目の地域振興策の強化については、酪農ヘルパーの人材確保が難しい状況であ

りますが引き続き農業人フェアなどで人材確保に向けた支援策を望みます。

また農業雇用者住宅に対する整備では、現在、西円地区に新たに建設中ではありますが、先ほど農林課長の方からもありました他の地区からも要望が挙がって進めるとの事ですので今後、更なる整備により、農業労働者の住環境が改善されるものと期待しているところであります。

3点目の町行政に対する要望、意見等については、幅広い要望内容になっておりますが、その中でも先ほど農林課長が答弁された現在取り組んでいるイベントが継続され地場製品のPRなど浜中町全体の活性化が図られるよう取り組んでいただきたいと考えております。

また計画的に進められているエゾシカ侵入防止対策では、本町の農業被害の減少に期待すると共に引き続き事業の継続を望むところであります。

その他の要望内容につきましては、農業委員会としても今後検証してまいります。

4点目の農業委員の任命については、現在、各地区からの推薦により9人浜中町農業協同組合からの推薦2人、農協女性部推薦1人、一般公募1人の計13人が任命され、うち女性3人となっております管内的に見ても本町が1番多い状況であります。農業委員への女性登用につきましては、男女共同参画基本計画において女性の占める割合が少なくとも30%程度になるようにとされており、女性ならではの感性と視点を生かした活動を期待すると共に今後も積極的に任命していただきたいと考えております。

それと最後に先ほど道の駅、それからバイオマスの関係もございましたので、それにつ

きましては、今後進めていっていただきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 委員会側としては今、評価する事での御答弁があったかなと思います。出来るだけ簡潔にお願いします。

次に農業委員会委員の報酬について伺います。まず1点目農業委員の仕事は、月1回の総会に始まり農地部会、農政部会、農地の現地調査や農地パトロールあるいは研修会様々多岐に亘りますけれども、農業委員の年間の活動日数、月平均でもいいですけども、具体的にお答えをいただきたいと思います。数字的に簡単をお願いします。

○3番（鈴木誠君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中田昌浩君） 農業委員の年間活動日数につきましては、各委

員の活動記録簿から1ヵ月平均で4日活動しております。年間にしますと48日間委員としての活動を行っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 農業委員の役割というのは、多岐にわたっておりますし、農地という農家の財産を預かって、それを評価、斡旋したりと言う様な業務で非常に大変な仕事だなというふうに私なりには理解をしております。

そんな中で現在の農業委員の報酬は、会長で月5万3,700円。その他委員で4万3,300円ですけれども、私の記憶では、平成17年度財政再建プランにより全ての職員給与や報酬等が改定されたと記憶しております。改めて現在の報酬額になったのは、何年からか改定前は、いくらだったか数字的にお答えください。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中田昌浩君） 現在の報酬額は平成17年4月1日から前回の改定前の報酬額であります。会長で5万9,700円、委員で4万8,200円です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 本町の農業委員の報酬額は、管内の市町村の委員会と比較して、うちの町は、どの位置にあるのかお答えください。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中田昌浩君） 釧路管内8市町村の中で7番目であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 私の調べでは、1番高いのが標茶町で会長が6万6,000円、職務代理で5万1,000円、委員で5万6,000円なんです。平均しますと会長で5万8,385円、職務代理で4万8,361円、委員で4万6,738円。標茶町と比較しますと会長で1万2,300円、職務代理で1万7,700円、委員で1万2,700円の差があります。

私の知識では本町は、標茶町の次に農地面積あるいは農家戸数が管内では2番目だというふうに理解をしているのですが、それで間違いございませんか。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中田昌浩君） 農家戸数、農地面積ともに浜中町は、標茶町に

次いで2番目になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 面積、戸数も多いという事は、それだけ農業委員の業務量も多いという事なんです。言ってみれば業務量が比例してくるといふふうに私なりには理解をしているんです。農家の財産である農地確保の決定や賃借料の設定など、極めて責任の重い仕事が農業委員の役割だといふふうに思います。

財政再建プランで減額した、我々の議会議員の報酬も役場職員の給与等も、それぞれ現在改定をされてきています事を考えますと、農業委員の報酬額もこの際、改定すべきだと思いますけれどもその考えはありませんか。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中田昌浩君） 農業委員の報酬につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定められております。

現在の農業委員は、地域から推薦されて主に地域の代表としての活動が一層求められているのが現状であります。

先ほど申しました委員の一つの活動の判断材料としましては、農家戸数や農地面積が考えられます。

本町は、管内では2番目でありますので、改定される際には考慮していただければと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 本来、事務局長は農業委員会の会長なんです。会長は、自分の報酬を決める訳がないんです。それを農業委員会が答弁すること自体おかしいと思いませんか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 農業委員の報酬の改定の考えについてでございますけれども、町全体の行政委員の特別職の報酬等審議会が所管しておりますので、私の方から今の質問の状況等を含めながらお答えさせていただきます。

条例の第1条の別表に各行政委員の一覧表これで農業委員もそうですが他の各行政委員、教育委員含めての一覧表となっております。

ここの部分につきましては今、農業委員会の局長の方から管内の2番目の面積という状況等の説明があったところです。この様な管内の状況ですとかそういった農業委員を所

管している農業委員会の状況を抑えながら、その部分を精査した上で報酬等審議会の方へ諮問していくという様な事では、今後の手続としては考えられるかなと思います。それは農業委員に限らず他の各行政委員も含めて、先ほどありました様に平成17年の4月に財政再建プランから一律に削減の状況にあった中から行政委員の日額あるいは月額の設定がされていないという状況、各課の所管しているところ、この様な状況も含めながら精査した中で特別職報酬等審議会に町長の方から諮問して最終的には、答申をいただく様な事になっていくのかなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 私は改定する考えはないかというふうに質問で通告しているんですよ。ないならないとはっきり言ってください。

今、管内の状況を把握しながら諮問するかどうかという様な答弁なんです。改定する気がないのかという事で質問しておりますので、はっきり教えてください。もちろん審議会に諮問して意見を聞くと条例上なっているんです。その手続きを踏むのは分かりますけれども、改定しようという意志の基に諮問をして審議委員会で考え方を聞くという事なんですよ。その辺について、はっきりお答えください。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） これは、おっしゃった様に17年4月1日の再建プランから行っておりまして今までの議員さんの報酬は、圧縮したままなんです。我々もそうです。ただ支給率が管内で1番低いという事で、勤勉手当に相当する分を全部減額して1.数ヵ月分を復元したんです。ですから町長以下、我々も議員さんも本来の再建プランの関係で減額した基の数字との関連で今の特別職も減額の関係がないので復元するという作業が必要になってくるという前提で総務課長も私も認識しております。

その個別の報酬については、昔は議員、町長も相場があったんです。でも今は、再建プランの折には、町村の財政状況によって浜中町では、町長は、20、15、10とやって議員もその様な形でやっておりました。これはそのまま残っています。ただ率は、改正しました。特別職の非常勤についても全てを含めまして検討を続けていきたいという思いがあります。それは総務課サイドと同じ考えでおりますので、今後検討する場が近いうちに出てくると思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 検討するという答えでは、満足できないんです。他の特別職や委

員など沢山ありますから、それも同時に検討しなくてはいけないというのも分かります。ただ私は農業委員会委員に限定して質問をしているわけなんです。これだけの業務量がある中で、この報酬額が適正かどうか、私は改定すべきだと思って質問をしている訳ですから、その様な答弁をお願いしたいんです。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今、全体的な事を申し上げましたが、個別に考えましても農業委員さんおっしゃるとおりで、量がどんどん多くなってきているという事で、更に情報では、標茶に次ぐという状況ですから業務も多いという事で理解しております。

これは、農業委員のお話ですけれども他の委員もあるかもしれません。そういった意味の検討という事なので、妥当なお仕事をしていただくための報酬ですから、それぞれについて検討したいと言う意味です。もちろん今の状況については、もう少し議員さんの話も聞きますし、局長の話も聞きます。その上で改正に向けてという事で、この話は、将来出てくると思っておりましたので、その場合には改正以前の状況にどの様な設定をするかという意味での検討ですので御理解いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 改定に向けて検討すると言う答えをいただきました。

次の質問に移ります。保育所児童の通所について人口の減少や少子化の影響により保育所が相次いで統合されました。児童の保育環境は良くなった反面、遠距離の保護者にとって送迎の負担が増えている状態で負担の格差が生じていると思います。

私は、兼ねてから質疑の中でこの問題について繰り返し申し上げてきたところでございます。

平成26年第1回定例会、平成28年第1回定例会、平成29年第1回定例会それぞれ同様の質問を重ねて参ったところでありますけれども、いずれも検討するという答えが保育所長からいただいていると私なりに記憶しております。それぞれ答弁の中には、遠距離の距離あるいは父母の意見を聞いてという事で、その送迎につきましてはバスでの送迎という事も随分検討されたんですけれども、なかなか児童を集めて送迎するという事は現実的に不可能だという答弁をいただきました。

私も答弁を聞く限りでは難しいだろうという様な想いをしております。ただ非常に送迎の負担に格差が生じているという事は、実態だと思うんです。それを解消していく必要があるんだろうと思いますけれども、その辺の必要性を感じているかどうかについて

お答えください。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 今の御質問にお答えさせていただきます。平成30年の3月議会で今、議員おっしゃいましたとおりバス送迎については、保護者の方からも子供への負担が大きいという事で望んでいないという事で議会でも御理解していただいたと思っております。

その他の負担軽減策という事では、保護者の方々に1番どの様な事が負担軽減に繋がるかという事でお話を伺いました。距離よりも通所、送迎に問題がないという事で保育時間の緩和と延長保育についての声が挙がっていました。

内容としましては、酪農家なので決められた保育時間どおりに迎えに行けないという事でお迎えの時間に幅を持たせてほしいという事と夕方6時くらいまで延長保育をしてもらえないかという事が保護者の方にとっての負担軽減につながるという事を伺っていますので理解していました。

それと遠距離通所に対しての格差の改善については、必要性を感じています。ただ、その必要性というのは、やはり保護者の方がどの様な事を望んでいるかという事で改善していけばいいのかなというふうに思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） まだ結論がでていないというふうに理解してもいいんですね。

○3番（鈴木誠君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 結論が出ていないのではなくて、保護者の方が望んでいる負担軽減策という事で、保育時間の事を1番望んでいましたので、その事に対して対応していくという考えであります。今現在も対応している部分もあります。保護者の方が時間どおりに迎えに行けないという事については、すぐ保護者の方にも伝えて時間どおりに迎えに来られなくても都合のいい時間で大丈夫ですという事も伝えております。その点については、保護者の方も分かっておりますし延長保育についても、保護者の方が言っている時間に近いだけの対応を現在していますが、今現在5時45分を目途にお迎えに来ていただいていたのですが、保護者の方が6時まで見てもらえると助かるという事を言っていましたので、今すぐには難しいところもあるかもしれませんが、今は出来る事で対応して、次年度については保育を必要とするお子さんが6時までの保育を受ける事が出来る様に職員の配置とか勤務体制を整備して、保護者が求める負担軽減に努

めてまいりたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） それぞれの仕事の状況によって迎えに行ける時間というのがありますから、今、所長から答弁が出された事は、大変重要な事だと思いますから、出来る限り保護者の要望に応える様な努力を今後とも続けてほしいというふうに思います。

今の保護者の皆さんは、その様な考え方で要望されていると思いますけれども、この先もずっと保育所の事業というのは、続いていくわけですよ、様々な環境の人たちが保護者になっていくわけです。今後ともその遠距離の協議もそれぞれ年ごとに変わっていくだろうと思います。財政再建プランで保育所を統合して財政負担を減らすという事で行政が主導して統合した事例はないのですが、ここに書かれている様に遠距離通園の対応として公費によるバス送迎あるいは、通園補助金の支給だという様な事が例として挙げられているんです。例えば酪農方面でいくと必ずしも保護者が酪農家だけに限ってこないんです。

先ほどのお話にもありましたけれども、今だんだん規模が大きくなって雇用労働者で農家で働く方たちが家庭を持って、例えば先ほどあった様に西円の集合住宅が完成すれば、そこで御夫婦で入居して雇用を農家に求めるという様な方もでてくる訳です。そう言った人たちの経済的な負担は1日朝、晩2回なんです。これだけ燃料が高騰している中で、ある程度のそういった負担軽減策の一つとして遠距離通園に対する支援は考えの中にあるか、無いかと言う事だけ聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 今の御質問にお答えいたします。議員おっしゃいますとおり毎年、今後においても保護者の方は、入所から卒園までどんどん入れ替わり変わっていきます。酪農家の方に限らずお勤めの方も西円地区から通所されている方もいらっしゃいます。遠い地区から通う保護者に対しての経済的負担軽減という事で、例えば遠距離通所の補助金について考えないのかという事ではありますが、この事については今年度も入所した後、保護者の方々の懇談会の中でも保護者の方からその様なお話は、出ておりませんでした。やはり今現在考えているのは、保育時間の中で保護者の方が必要な保育を受けられる様にしていくのがいいのかなと思います。

それと負担軽減という事では、遠距離通所に限らず保育料も経済的負担軽減に繋がっていくと思いますのでご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 3月の定例会の時に経済的な負担の関係で子育て支援の関係もありますという事で私の方から答弁申し上げておりますので、私の方から考え方について御答弁申し上げたいと思います。

議員おっしゃるとおりでございます。保護者がどういったニーズを求めるのか、保護者のニーズがどういったものなのかは、その時代で当然変わるべきものだと思っております。先ほど所長が答弁申し上げました現在の保護者の気持ちとして、その経済的な事より今は、この様なものを求めるという事で、延長保育となりますと人員確保等が絡んできますけれども、そういった状況を整えながら対応したいと考えております。来年、再来年そういった経済的な事を求める保護者の方もいらっしゃると思います。そういった保護者のニーズを調査しながら、その時代その保護者に合った助成の方法というのは、検討するべきだと思っておりますので、そういった形で保護者のニーズを調査しながら対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 現在の保護者から経済的な軽減策を求める意見はないという事で理解してよろしんですね。

なかなかお金の援助をして下さいという事は、保護者から言えないんですよ。それは、やっぱり周りが色々と配慮して考えていかなければならないと思うんです。確かに援助するという事は大変です。どこで区切るかという問題もあります。大変だと思いますけれども私は、この様な事にも配慮すべきではないのかなという想いを申し上げ、この質問を終わります。

最後の質問です。議会の広報について御質問申し上げます。私は最近、住民の皆様の我々議会議員の活動に対する監視が少し下回っている様な感じがしております。今、地方の議員のなり手不足とかが話題となっているのも、この様な背景が一つにあるのではないのでしょうか。この解決の手段の一つとして今後の活動を強化していく必要があると思っております。先ほど可決いただきました広報公聴常任委員会化もその一つだと思います。最近の議会の傍聴者数を事務局にお調べいただいたのですが平成20年から29年までの10年間の年平均31.4人です。年定例会4回、臨時会年1回と仮定し、年5回とすると1回6,282人、年間13日と仮定すると1日あたり2.4人となります。なかなか他の議会の実態を調査する事には至らなかったのですが、決して多い数字

とはいえないのかなと私なりに理解をしているわけです。できるだけ多くの人に議会そのまの姿を見ていただく努力が必要ではないかと思っております。

平成33年の新庁舎の供用開始を機に議会のインターネット配信を行うべきと思いますが、その考えはないかお尋ねします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 御質問にお答えいたします。新庁舎での議会のインターネット配信の件でございますけれども、現在進めている新庁舎3階部分が議場を含む議会関係のフロアという事でありまして、先ほど傍聴の関係もありましたが傍聴席の通路のスロープを設置するなどして誰もが傍聴しやすい様な議場という事で、今レイアウトの配置を考えて計画を進めているところです。

また議場の放送システムの関係でございますけれども、議会審議など庁舎内には、音声の放送それと合わせて議場内には2台のカメラを設置して、庁舎1階のエントランスロビーの方にもモニターを設置しながら、議会の風景、審議内容、状況こういったものをモニターで視聴できるという様な事で新庁舎の方では、この様なシステムを導入する予定として計画を進めております。

この議場のシステムを活用してインターネット配信これは、今そのシステムを導入する段階でインターネットが可能となる環境のシステムを導入する事で考えております。そういった部分を含めるとインターネット配信の導入については、これからの事でありましてけれども議会運営の方法とも関係しますので、議会とも十分協議しながらインターネットの配信の接続の部分も、これから新庁舎が完成した時には検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 新庁舎が完成した時には、インターネット配信も検討していきたいという事ですね。新庁舎が完成した時には、まだ決まっていないという事なんですか。あくまでも検討していくという事なのか、はっきりお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 新庁舎建設が完成しましたら接続する環境は整っておりますので、その間で議会とも十分協議させていただいて接続すると言う事でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） この様な配信につきましては、今まで議会でも配信はしているけ

れども視聴は、それほど多くないという様な答えも聞いております。

私、調べましたら釧路管内では、釧路市だけなんです。十勝管内は、市を含めて18ありますけれども、かなりの議会でインターネット配信をしております。YouTubeでもやっているところもありますが、情報提供は常にしていかなければならないと思いますので前向きに考えていただきたいと思います。

仮にインターネット配信ができなかった時に茶内、浜中支所に議会放送をすべきだというふうに思いますけれども、その辺の考え方はどうなのか。

以前に庁舎問題で町長と庁舎を建てる場所について意見交換をした際、

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員、時間超過です。

○3番（鈴木誠君） 終わります。

○議長（波岡玄智君） 今の話については、これから議会と対応しながら管内的にも先駆的な庁舎が出来るわけですから、町民に十分にアピールできる様な放送体制をつくっていかなければならないという事で私どもからも問いかけますので、行政からも建設的な話し合いを重ねながら、立派な放送体制を作っていきたい、この様に念願しております。

5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 一般質問をさせていただきます。初めに山村留学、海浜留学の受入れについて御質問をいたします。

少子高齢化が社会問題となって久しい教育現場も児童数の減少が1981年昭和56年の1,192万人をピークに、2013年平成25年には665万6,527人と半数近くになり、中学校も同様の傾向で1986年昭和61年度610万4,552人が、2013年に平成25年では325万5,326人となっています。

漁業者も就漁者の減少、晩婚化と様々な要因が相まって児童数が減少しております。純漁業の町で開校137年の散布小中学校もその流れにあります。学校を核とした地域であり、コミュニティー維持の観点からも併地校として存続をさせたいと思っております。現状、中学校は4年後一時的に10名を割ります。山村留学は、様々な自然体験や豊かな漁村の暮らしを体験する事によって子供たちの生きる力を育むことを目的としております。

そこで伺いますが、山村留学には長期留学等と短期留学があり、生活保護法の分類もありますので、それらの内容説明と合わせて北海道での実施校を教えてくださいたいと

思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） ただ今、御質問ありました件ですけれども、山村留学と議員が言われたとおり、都市部の小中学生の児童、生徒が長期間に亘って親元を離れて、あるいは親と共に自然豊かな山村、漁村地域に転居して現地の学校に通学するという様な事でございます。その目的としては、いろいろあります。今言われたとおり、基本は山村留学につきましては、1年以上の長期という事を押さえさせていただいてございます。それを基に北海道の山村留学の実施校という事で、29年の昨年の実績になります。小学校では13市町村が要綱を定めまして、そのうち12市町村が募集を実施してございます。受け入れ可能な学校が18校中12校により実施してございます。中学校につきましては、6市町村が要綱を定めまして、そのうち5市町村で募集し、受け入れ可能な校9校中5校で実施しているという様な状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 山村留学の生活の分類これも合わせて説明いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 生活の分類ですが3つありまして1つはセンター方式の山村留学のセンターという事で専門指導員の基、共同生活をおくって通学するというパターン、それと2つ目には、里親方式と言う事で農漁村地域住民に協力をもらいながら地元の学校に通学するという事それと3つ目には、住宅方式という事で、地元が住宅を用意して親子で入居してそちらの方で通学するというパターンに分かれてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 受け入れ実施校で留学されて来た子供たちは、小学校で37名、中学校にもいますけれども道内と道外その内訳は、分かりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 29年度の実績の中で小学生が37名通学してございます。

そのうち道内では3名、道外から山村留学しているのが34名という様な数字になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 北海道の近隣の市町村中でその様な小学校はありますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正菅君） 釧路管内につきましては、山村留学を実施している市町村はございません。

身近な部分で言いますと十勝管内で鹿追町、新得町、芽室町の3町で小中共に山村留学をしていると言う様な状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） ありがとうございます。2点目の平成14年から実施をされていると言われております。小規模特認制度ですが、これも山村留学に似ている制度だと思っておりますが、その制度の内容と散布小中学校がその制度を導入しているのかどうか、またその様な学校に指定されているのかも確認したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正菅君） まず小規模認定制度について御説明申し上げます。小規模認定校につきましては、平成9年に文科省におきまして小中学校の通学区域の弾力的運用を通知しました学校選択制の適用事例として、自然豊かな環境に恵まれた小規模校中心として本来の通学区域で定められている学校ではなく他の通学区域の学校からでも入学、見学できる制度でございます。それに基づきまして教育委員会が認めた学校を特認校や特認制度実施校と呼んでございます。

本町におきましては現在、小規模認定制の要綱等を定めてございませんので、当然、特認校の指定も行っていない状況であり制度の導入もしていないという状況であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 指定をされていないという事ですが、その制度の中にホームステイが出来れば全国からという様な事の話もある様ですが、通学の条件としては、交通機関で1時間くらいという規制もありますので、なかなか近隣で子供の数が多いところと言えば釧路市になると思います。こちらは1時間以上ですので通勤の時間には入りませんので無理かなと思いますが、全国からホームステイという事になれば住民票を異動させないで学校に通学する事になると思いますけれども、全国からのホームステイという事になると、どうなるんですか。

それと、どのくらいの学校がこの制度を導入して希望しているのか、その事も合わせ

て教えて下さい。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正蒼君） まず小規模特認制度につきましては、浜中町内における通学区域の部分を違う通学区域の方に通えるという様な制度でございます。

それとホームステイの部分になりますと先ほど議員言われたとおり山村留学の部分で一時的にホームステイしながら他の通学区域、例えば道外からといった形で入ってくる場合がホームステイに該当してくるのかなというふうに思います。

この特認制度につきましては、本町で言いますと浜中町内の決められた通学区域から違う通学区域に通うという様な事でありますので御理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 特認制度を選択している学校は、全国にどのくらいありますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正蒼君） 特認制度の全国的に導入されている関係につきましては、大変申し訳ございません。勉強不足で資料がございませんので御了承願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） この制度の導入に関しましては、散布小中学校だけを捉えて言いますと、この制度の導入は難しいと思っております。

私が調べた限りでは、全国でホームステイもその制度の中にあると思っております。導入するとすれば浜中管内プラス散布小中学校を選ぶとすればそのホームステイの中で地域が協力すればこの制度が使えると思っていたのですが、これは浜中管内という事なんですか。通勤圏内が1時間以内であれば住民票を異動させなくても鉏路市からでも入れるという条件ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正蒼君） 小規模特認制度につきましては、学校選択制という事で、基本的に町村の通学区がそれぞれ指定されているのですが、町村内での異動になります。そのホームステイとなりますと道外からという事になりますので、それは特認制度ではなく、先ほど言いました山村留学の方の形だという事でございますので、この特認制につきましては、浜中町内で決められた校区ではなく違う校区に通学する、今議員も言われたとおり、だいたい通学に1時間程度という事で、例としましては、鉏路市の山

花小中学校が釧路市内の特認制の一枚となっていますので、山花小中学校まで通える保護者が送迎できる、また公共機関で通学できる1時間程度の部分の範囲で山花小中学校への通学を認めているという様な状況がございますので、ホームステイは山村留学それと特認制につきましては、議員言われたとおり1時間以内で通学できる浜中町内での通学区域という事になりますので御理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 特認制度の関係につきまして導入している学校ですが、小学校で240自治体うち特定地域選択制で特認校制を導入している学校74自治体になります。それだけ過疎の学校が多いという事に尽きるんだと思いますが、海浜留学と小規模特認校制度これを活用することによって児童生徒の幅広い教育と地域の活性化に繋がると思っております。教育委員会としてこの制度の導入を取り入れるという考え方はありますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 小規模特認校の導入の件ですが基本的には、先ほど言いましたとおり浜中町内の校区でいきますと霧多布小学校区、散布小学校区、浜中小学校区、茶内小学校区等ございます。この特認校の指定もありますけれども本町におきましては、浜中町小学校、中学校通学区域規則というものを定めておりまして、基本的に住所を基本に通学区域で指定校を定めております。しかし住所を変更した場合とか住まいが移ってしまった場合は、今まで通学していた学校にこれからも通学したいなどの理由で住所地とは違って今まで通っていた学校に就学させたいという場合もございます。その様な場合には、通学区域の規則の中で申請等を出していただいて、本来決められた校区ではなく今まで通っていた学校に通学できる様に申請するという事で、それを基に教育委員会に諮って許可していくという様な方法がとられているのが現状でございます。

これにつきましては、指定校区変更、区域外就学審査基準というものを設けまして、それぞれ子供に対する例えば急に転校してしまって友達と仲良くできないとかあと半年なので、このまま同じ学校で卒業させたいとか色々な理由がございます。そういった事も含めまして教育委員会で許可していくという様な形でございますので小規模特認制度を導入する事なく町内につきましては、今までどおりの学校に通うという形で対応させていただいておりますので特認校の導入については、考えてございません。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 海浜留学は、長期は1年を1つの基準として考えているのですが、短期留学は、夏休み、冬休み、春休みを対象したのが短期留学が認められているんですが、先ほども言いましたが鹿追町の瓜幕小学校が短期留学もやっています。その短期留学の受入れはどうなんですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 短期留学という部分では、山村留学は基本的には1年以上という事で考えてございます。このホームステイをしながら短期の部分につきましては、どちらかというと留学と言うよりも都市やその町における交流事業になってしまうのかなというふうに考えてございます。夏休みとか冬休みとなりますと、その学校に通学するという事ではなくて、その地域に短期で来て、その地域を知るという事になるのかなと思います。夏休み等も学校が開いておりましたら、そういった形での交流等もできるのかなというふうには考えられますが、今のところ短期でのホームステイをしながらの受入れと言う事では考えておりません。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 私は、定着すれば短期でもいいと思っているんですよ。春休みや夏休み期間にかけてでも短期留学が定着するのであれば地域が受入れ体制を作ってやろうと思えば出来る事なんです。ですから海浜留学を考えていただきたいと思います。次に1面もあると思っておりますが、今年、散布小中学校が海洋教育に採択され選ばれております。純漁村の中にあって水産に関わる学習を取り入れてきた学校という事もあるのだらうと思いますが、海浜留学の様々な自然体験の目的の中に海浜留学があるのですが、その共通した様な目的に海洋教育もあると思っておりますので取り上げさせていただきます。この教育の内容等を教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 御質問にありました海洋教育について御説明させていただきます。

まず海洋教育の考え方について御説明いたします。海洋教育に関しましては、文部科学省が定めている学習指導要領に基づき小学校から高等学校までの社会科等において我が国の位置と領土、海洋国家としての特色、海洋の影響などについての指導が行われております。

平成20年から21年に改定されました学習指導要領において海洋に関する教育の

充実を図られ地域指導要領につきましても引き続き重視されております。

引き続きまして散布小中学校が受けました事業の概要について御説明を続けさせていただきます。散布小中学校が選ばれ指定を受ける事になりました事業の正式名称は、海洋教育パイオニアスクールプログラムと言い、日本財団及び東京大学海洋アライアンス海洋教育促進センター及び笹川平和財団海洋政策研究所が主催している事業でございます。更に文部科学省が後援しております、この事業の目的は海洋教育を実践する学校、教育委員会等に対する支援を通じて海洋教育のカリキュラムの開発と海洋教育の担い手の育成を行うことで学校での海洋教育の面的な広がりと質的な向上を図るという事でございます。この様な目的に照らした時、散布小中学校の海に近いという立地条件ですとか漁業を中心とした産業が盛んであるという地域の特性ですとか、更には、これが1番だと思うのですがアサリ島活動など特色のある教育の成果が認められた結果、散布小中学校が指定を受ける事となりました。指定の期間は、平成31年度から平成33年度までの3ヵ年です。

具体的な内容につきましては、今、計画を検討しているところでございますので、現在の方向性についてのみ御説明させていただきます。散布小中学校では、現在行われていますアサリ島活動を軸にしながら総合的な学習の時間を全面的に見直すと共に特別な教育課程を編成する計画を立てております。「知る」、「体験する」、「発信する」という事をキーワードにいたしまして、ふるさと教育として散布学と言うものを設定して実施しようとしております。その様な学習によって散布小中学校の特色を十分に生かした教育活動を行い散布地域、浜中町の良さを実感する体験やそれを通じた探究活動や情報の発信によって児童生徒の将来の浜中町散布地域を支えていく人材に育てていくという事が期待される授業だと認識しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 散布の児童生徒も先ほども言いましたが少なくなってきて、現状では、中学校が4年後には一時的に10名を割ります。この海洋教育このアサリ島活動が認められたという様な事ではありますが、これを機会に山の生徒たち、例えば浜中中学校、茶内中学校の生徒の方にもあさり島活動に携わっていただいて、海を知る事と生徒の交流を含めて参加していただければいいのかなと思っておりますが、地域としては、学校としても、この事に関しては受け入れる考え方があるのかなと思っておりますが教育委員会の方では、山方面の子供たちを受け入れる事に関してどう思いますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） ただ今、御説明さし上げました海洋教育パイオニアスクールプログラムにおいては、その実践ですとか学校における研究の成果を広く他に発信するという活動をします。その事によって当然、浜中町の山方面の小学校、中学校にもその内容は還流されますし、その活動の一環として交流的な学習等も今後計画する事を検討してまいります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 散布中学校に対応しているあさり島の面積は、1,000平方メートルあるんです。水産学習に始まった年の昭和46年から1,000平方メートルを使って活動してもらっております。それなりに十分な面積だと思いますので山方面の生徒の方々が、この島で活動するには十分な面積だと思います。ぜひ、その様な体験交流が出来る様に取り計らっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。スポーツ文化系合宿の誘致推進について質問をいたします。浜中町の夏の涼しい気候は、スポーツ系、文科系の合宿に最適地であると言います。スポーツは、競技人口も増え、階層、種目も多い、また文科系も茶道から社員研修と幅が広く、趣味としている方もおり、浜中町活性化に繋げるために浜中町に合った合宿誘致に取り組む事を望んでおります。この誘致に対しての考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 本町の合宿の形状としましては、平成13年と平成14年の2年間実業団のヤクルト陸上部が総合グラウンドやロードを使い、強化合宿を行っております。また平成22年度に釧路教育大学の剣道部が総合体育館で1週間ほどの日程で合宿を行った経過があります。

今現在、合宿の実績がない理由としましては、外でのトレーニングの際、外気温が低すぎて選手の体調管理が難しい事や、宿泊の際、個室を利用する事が多く、本町の宿泊施設が少ない事が理由として挙げられます。

また紹介としては、北海道のホームページに掲載させていただいておりますが、なかなか選ばれず厳しい状況であります。

また文科系の合宿につきましては、どの様なジャンルのものが適しているか、また求められているか調査をしておりますので今後、調査してみたいと思います。

今後におきましても、管内の担当者、関係機関と連携を図りながら誘致に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） この合宿誘致であります。昨年、平成29年に浜中学でも開演をされております。浜中学での内容は、大学生チームと事業団のスポーツ合宿を民宿でという内容の提言でありました。今言われている様に外気温の低さだとか、宿泊施設の環境が整っていないという様な事ではありますが、今あった様に団体の方が過去に来ているという実績もありますので、出来る事であれば小さな一歩からでもいいですので、また浜中町で合宿をしていただける様な活動をしていただきたいと思います。

スポーツ合宿に対しての設問もあるのですが、その中には、練習施設が整っているか、いないかという条件もありますが、気候が良い、環境が良いという条件が上位の方に入っておりますし、合宿日程の中でも5日以上から7日以内、7日以上という方が占めておりますし、経済効果も5万円未満5万円以上、15万円から25万円以内となる様な方々が多いようですので経済効果もあると思いますが、今後とも合宿活動に取り組んでいただきたいと思います。それでは、文化財保護の埋蔵文化財について質問をさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。どうぞお願いします。

秋森議員。

○5番（秋森新二君） 今、北海道の北東北の縄文遺跡群を世界遺産登録に推薦すると言う話題になっております。浜中町の縄文遺跡は5千年から4千年前と言われております。昭和58年までの所在状況の調査報告書では、貝塚3か所、チャシ跡26か所、遺物包含地13ヶ所、集落跡堅穴郡1ヶ所、集落跡堅穴住居45ヶ所、集落跡35ヶ所の全部で123ヶ所が確認されておりますが、この確認されている遺跡の場所、地名を教えてくださいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 確認されている遺跡の地名につきましては、123ヶ所の全てに遺跡名が通し番号で整理されております。

例えば整理番号1でありますと羨古丹貝塚、整理番号2ですと霧多布貝塚、一番多い姉別ですと姉別川1から23といった連番で遺跡名がついております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 貝塚3ヶ所から集落跡35ヶ所まで、この時点では、貝塚がどの場所にありますという事は、わからないんですよ。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 123ヶ所の全てに名前がついていて、場所も確定しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） この中で、この貝塚3ヶ所、例えば霧多布、湯沸とかにありますと言う事であれば理解できるんですけども、その番号と言われても理解できません。姉別側周辺が一番自分でも多いなと思っているんです。そこに集落跡が何箇所それからノコベリベツ川に何箇所、霧多布、琵琶瀬、散布に何箇所という説明でもいいのでお願いします。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 一覧表で遺跡名、地目、所在地、所有者、住所あとは遺跡の種類という形で整理されております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 未確認の遺跡が確認されているところで今123ヶ所、それ以上の未確認の遺跡があるのではないかとされておりますが、今、なかなか分かりづらい状況になっているのかなと思います。難しいかもしれませんが大体このくらいあるという様な事は分かりますか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 報告書によりますと、昭和45年と昭和52年から58年にかけて調査されております。その調査は、全町ほぼ目視ですけども調査されている状況になっています。今後開発された場合、もしかしたら出てくるかもしれませんがどれも一応、整理はされている状況です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 報告書の中には、まだ確認されていない遺跡があるというふうに記載しているんです。調べてみても確かに倍近い遺跡が浜中町の姉別川周辺とかノコベリベツ川周辺にあると言われていたんです。確認するのは難しいと思います。45年、52年に全町を調査した結果、分かりやすい箇所だけ発見されたと思うのですが、ある

みたいですよ。

それでは、貝塚3か所あります。私は、ごみ捨て場だというふうに思っていたんですが、犬や人骨が発見されて神聖な場所だというふうに最近言われる様になりました。この貝塚3箇所から当時の生活が分かる様なものが発見されているのかどうか、その辺教えてください。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） この調査自体が掘削して調査しているものではないので、基本的には目視したり測量したりという形で調査していますので、何が埋まっているのかは分かりません。一応、資料の中では1番の羨古丹貝塚とありますが、こちらではホッキ貝と明記がされております。あと2つについては、71番で湯沸貝塚があるのですが、こちらにつきましてもホッキ貝層と明記があります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 未確認遺跡があるという報告が成されていると言いますので、その事に対して教育委員会として今後どの様に対応していくかという事も含めて答弁してください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 埋蔵文化財につきましては、以前57年まで学芸員が浜中町に勤務しておりまして、その際56年と57年に発掘調査を2か所しております。それ以外は、調査の方は止まっている状況となっております。

教育委員会としましても、残す事は重要だと思いますけれども、まだやる事が残っておりますので、今のところ調査は出来ないという状況であります。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 未確認の遺跡の調査にかかる費用や時間は、分からないという事でいいんですね。今後、調査するという事も考えてないんですか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 費用の関係について御質問がありました。この費用につきましては、標準的な相場というものはありませんので、遺跡の種類や形状によっても調査費用も当然異なってくると思います。

参考としては、最近、奈良県の桜井市でショッピングモール出店予定地面積7万2千平方メートルでは、調査費用が18億円という事から出店を断念したという記事がありました。それを見ますと1平米当たり24万3,000円それは、向こうとは若干、費

用面で違う部分もあると思いますけれども、時間についても、大体10メートル四方の広さで10日間くらいという事で現地の作業が終えるという事になっております。

前段、課長が答弁させていただきました昭和50年代に専門学員がいて調査をして、データが今残っている段階で、未確認の関係については、あるんでしょうけれども目視でそれを確認するにしても状況的に情報やデータが非常に今の段階では少ないので、難しいという事になります。人的な配置があれば今後、調査の継続も可能になるのかなというふうに捉えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） まだ未確認の遺跡ですが、湯沸に関しましても報告がありましたが散布でもアイヌ岬それから丸山に1ヶ所それはチャシなのか貝塚なのか住居跡なのか分かりませんがあります。

この中では確認されているのかどうか分かりませんが、資料を見せてもらえると分かるのかなと思いますが、その様な遺跡も琵琶瀬にもある様ですので、できる事であれば時間と費用がかかるとは思います分かる範囲で調べていただきたいと思います。目視してきた状態ですから貝塚でもチャシ跡でもないという事での結論でいいですか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 先ほど申し上げた様に123ヶ所中、2ヶ所は、発掘調査をしておりますが、残る121遺跡については、目視検測による調査であり、掘削して遺跡を残している状態でないため、ほとんどが未開拓地です。また多くの遺跡が私有地となっている事や姉別川の遺跡においては、奥地に入った場所であるため立ち入りが難しい状況にありますし、調査後40年近く経過しております。私たち職員では、確認が厳しい状態であります。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 開拓資料との保護活用について御質問いたします。

文化センターの郷土資料室に669点、旧茶内第三小学校体育館に一時保管ですが、1,000点を展示しております。残り1,000点は整理確認作業中ですが、展示公開ができる状態になっていないという事で町の文化遺産を一堂に集めて閲覧できる郷土資料館の建設という事での考え方があるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 郷土資料館の建設構想があるかという事ですけれども、

まず初めに議員おっしゃった文化センターの郷土資料は669点で旧茶内第三小学校の体育館は1,000点です。残りの1,000点というのは、第三の体育館にある1,000点を今、整理しているという事ですので、浜中町にあるのは約1,700点というふうに御理解してもらえればと思います。

それで先人の残した足跡はきちんとした形で後世に残すという事は理想だと教育委員会では考えますけれども、現在のところ建設の構想は持っておりません。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 文化財保護の活動で長い歴史の中、先人たちの残した数多くの文化遺産は、町の歴史や文化を語り継ぐ上で大切なものであり、今後の発展の礎となると謳っております。貴重な遺産の後世に残していく、また責任もあります。今後も保護活動と合わせて郷土資料館の建設に御尽力をいただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 郷土資料館の建設構想につきましては、ただいま課長が答弁したのと重複いたしますけれども、以前、総合計画の中で位置づけした事がありました。

当時、財政的な問題その郷土資料の整理などの問題から断念した経緯があります。今後、第6期の計画に向けて現在進めている教育文化委員会プロジェクトの中で構想を協議していただく事になりますが、教育委員会の事務方の考えとしては、閉校した校舎の利活用などで対応していきたいと考えておりますので郷土資料館そのものの建設構想につきましては、今の段階では持っておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 5時17分）